

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
フォローアップ報告書（大会開催前その2）

（東京アクアティクスセンター）

令和3年3月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
2.1 大会ビジョン	1
2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
3.1 大会の概要	2
3.2 東京 2020 大会の環境配慮	2
4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容	3
4.1 目 的	3
4.2 内 容	3
4.3 東京アクアティクスセンターの計画の策定に至った経過	31
5. 調査結果の概略	32
6. フォローアップの実施者	34
7. その他	34
7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業に ついての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	34
7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合に あつては、その委託を受けた者の氏名及び住所	34
8. 調査の結果	39
8.1 大気等	39
8.2 生物の生育・生息基盤	46
8.3 生物・生態系	49
8.4 緑	51
8.5 騒音・振動	53
8.6 日影	59
8.7 景観	69
8.8 自然との触れ合い活動の場	71
8.9 廃棄物	76
8.10 エコマテリアル	83
8.11 土地利用	88
8.12 交通渋滞	91
8.13 公共交通へのアクセシビリティ	94
8.14 交通安全	99
8.15 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況	104

1. 東京 2020 大会の正式名称
2. 東京 2020 大会の目的

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、2016 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民 FIRST(ファースト)の視点で、3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

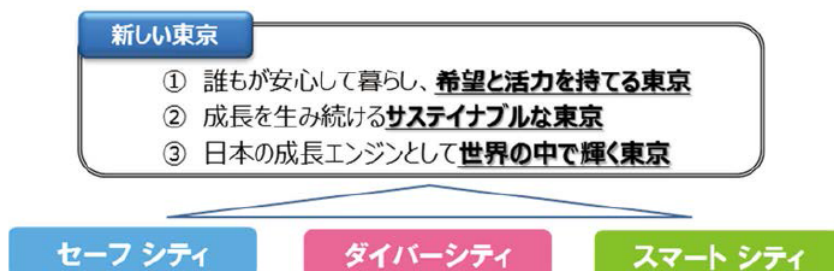


図2. 2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程を発表した。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

3.2 東京 2020 大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年 2 月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2021 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年 7 月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

2018 年 6 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

4.1 目 的

東京アクアティクスセンターは、東京 2020 大会において、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京 2020 大会後は、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用していくことを想定している。

本事業は、東京 2020 大会及び後利用の施設整備のため、東京アクアティクスセンター¹の新設を行うものである。

4.2 内 容

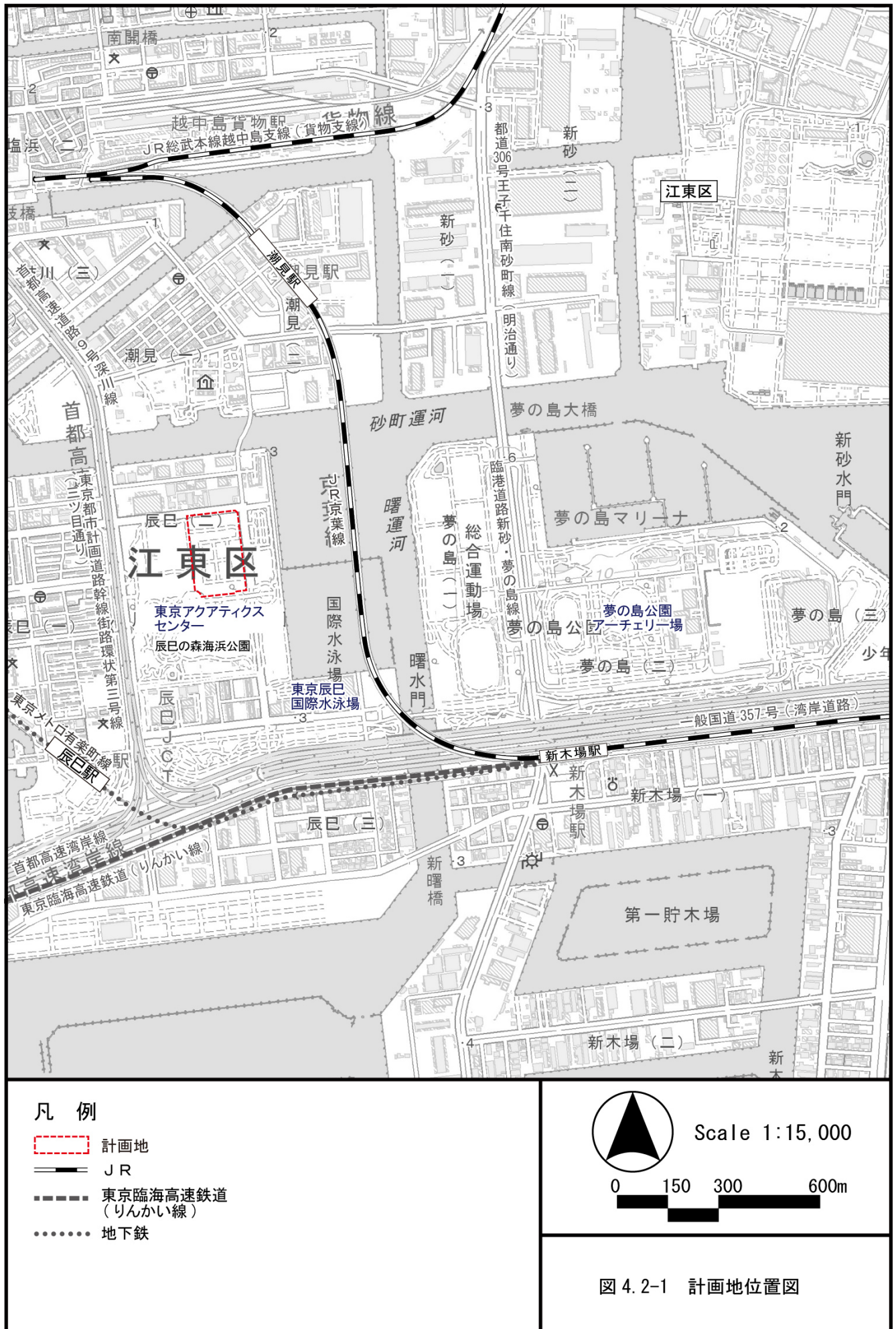
4.2.1 位 置

計画地の位置は、図 4.2-1 及び写真 4.2-1 に示すとおり江東区辰巳二丁目 2 番 1 号にあり、計画地面積は約 36,400m²である。本施設は、辰巳の森海浜公園の公園内に整備する施設として計画しており、辰巳の森海浜公園の敷地面積は約 161,900m²である。

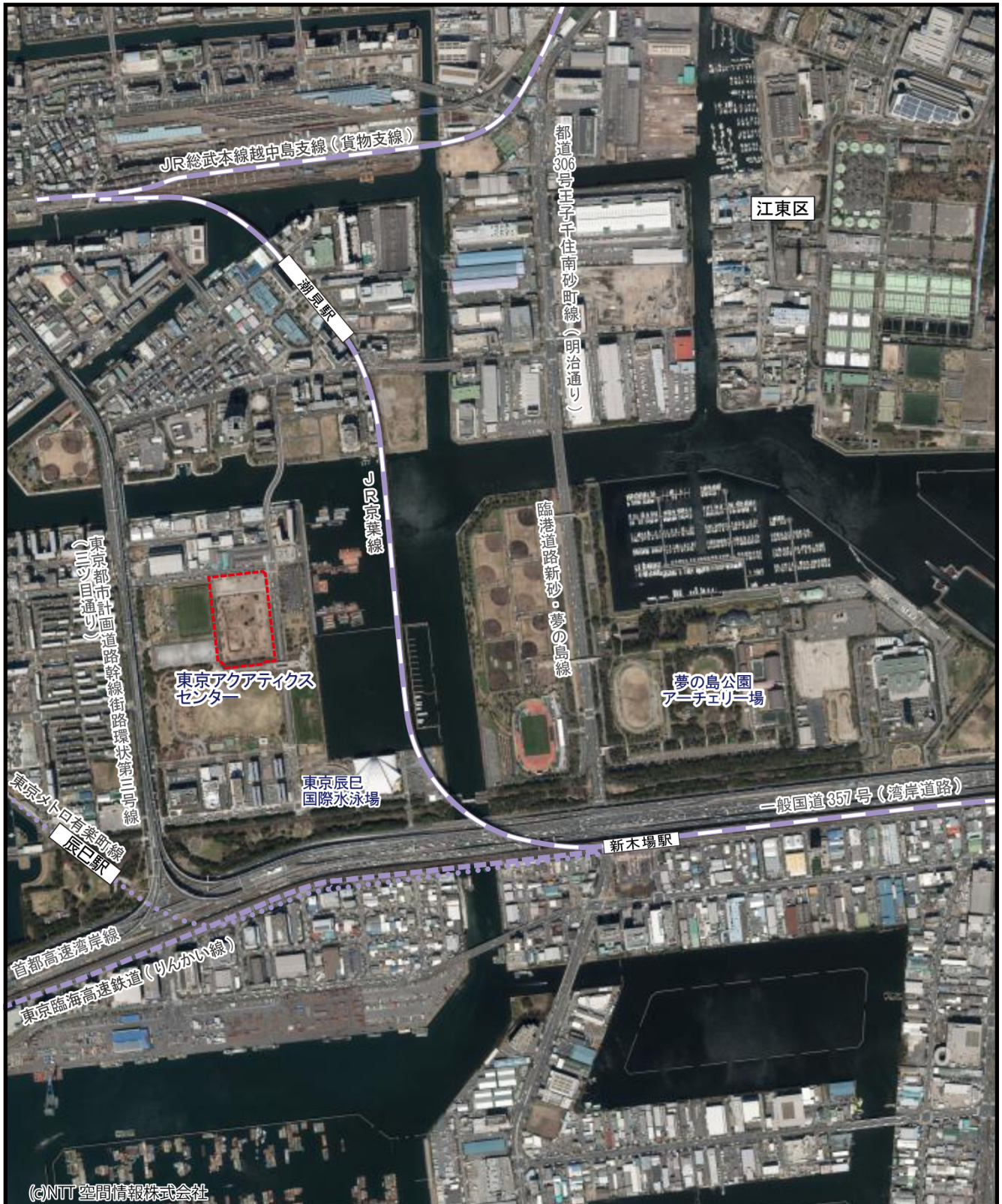
また、計画地の東側には、夢の島公園アーチェリー場が整備されている。

¹ 2018年10月の組織委員会理事会において、本会場の大会時に使用する名称は「オリンピックアクアティクスセンター」から「東京アクアティクスセンター」へと変更されることについて、IOCの承認が得られ、決定したことが報告された。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- J R
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.2 事業の基本構想

(1) 運営の基本方針

① 国内外の競技大会の開催

競泳等の競技大会を年間100大会開催し、アスリートに競い合いの場を提供して競技力の向上を図っていく

② アスリートの強化、育成

オリンピック・パラリンピックやその後の国際大会を契機に、水泳の更なる裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成していく。

③ 子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場

サブプール、スタジオ等を有効活用し、子供水泳教室、エアロビクスなど、子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供する。

④ 周辺施設等との連携

辰巳の森海浜公園と一体となったにぎわいを創出し、都民の憩いの場としていく。

4.2.3 事業の基本計画

(1) 配置計画

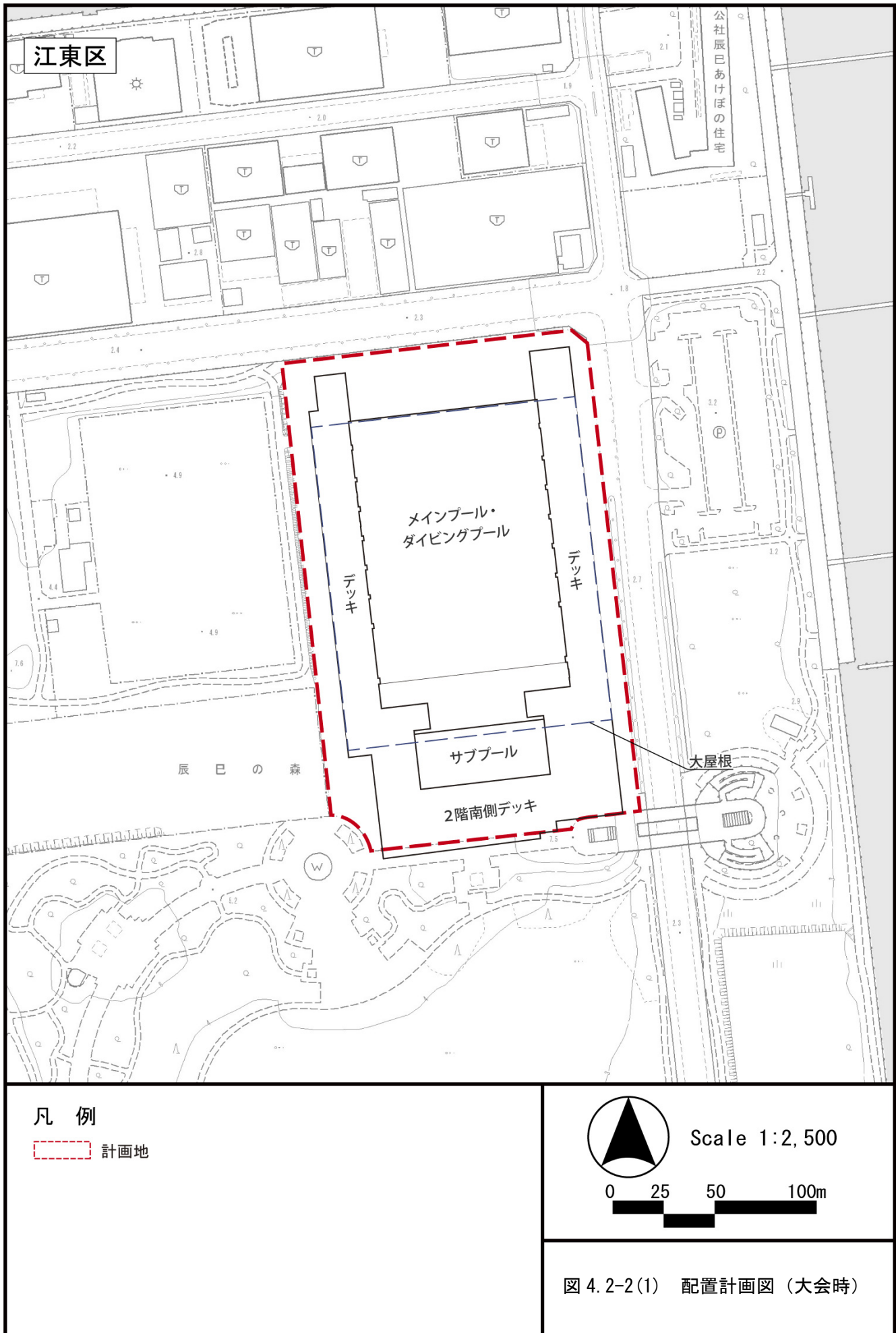
東京アクアティクスセンターの概要は、表 4.2-2 に、配置計画図、断面図及びイメージ図は、図 4.2-2～4 に、外観は、写真 4.2-2 に示すとおりである。

表4.2-2 東京アクアティクスセンターの概要

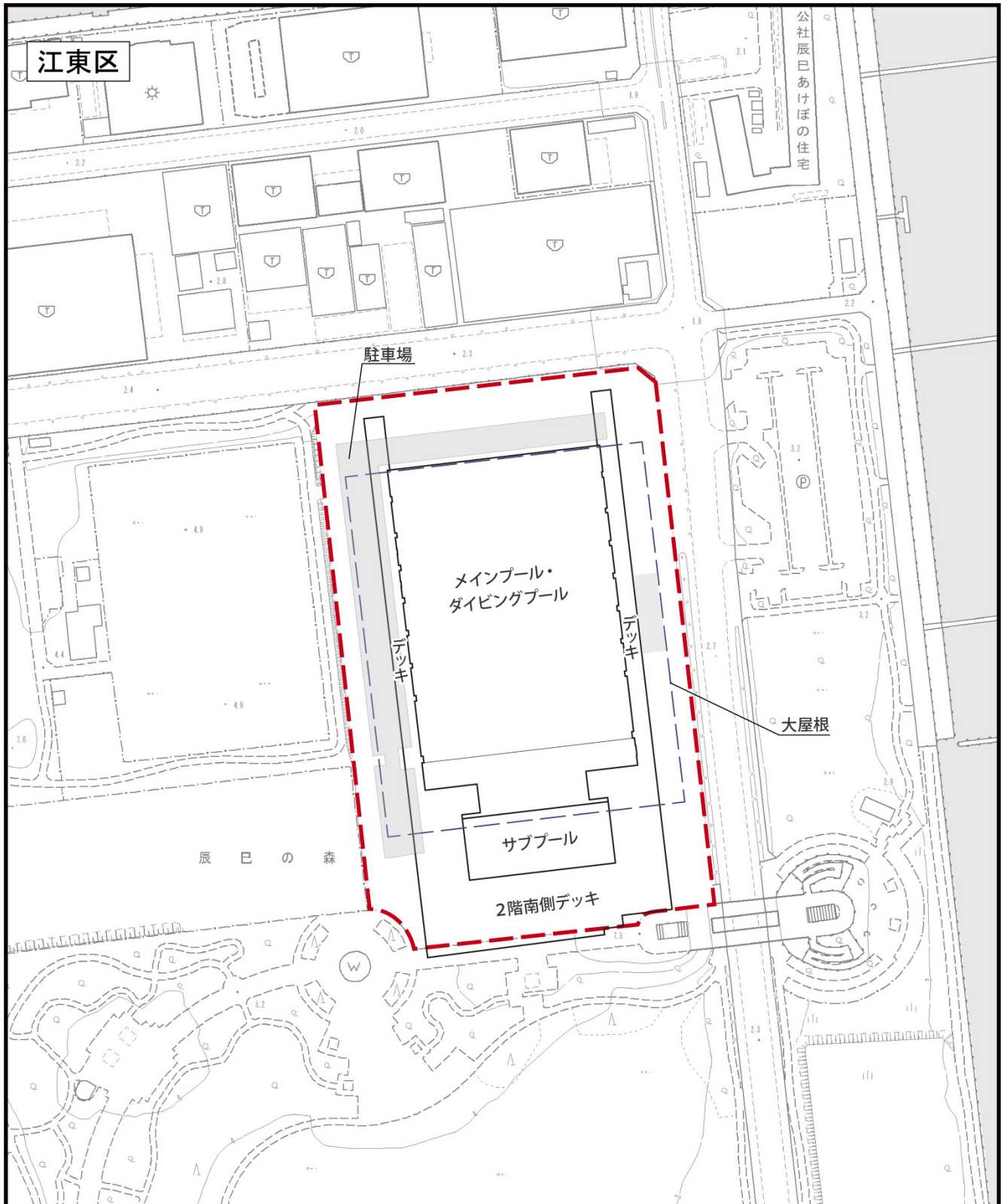
項 目	大会時	大会後
建 築 面 積	約 28,200m ²	約 26,700m ²
延 床 面 積	約 64,400m ²	約 50,600m ²
最 高 高 さ	約 37m	約 37m
階 数	地上4階、地下1階	地上4階、地下1階
構 造	S 造、一部 RC 造、SRC 造	
駐 車 台 数		約 160 台

注) 建築面積、延床面積、最高高さ及び駐車台数は、事業の進捗に伴い見直しを行っている。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 駐車場

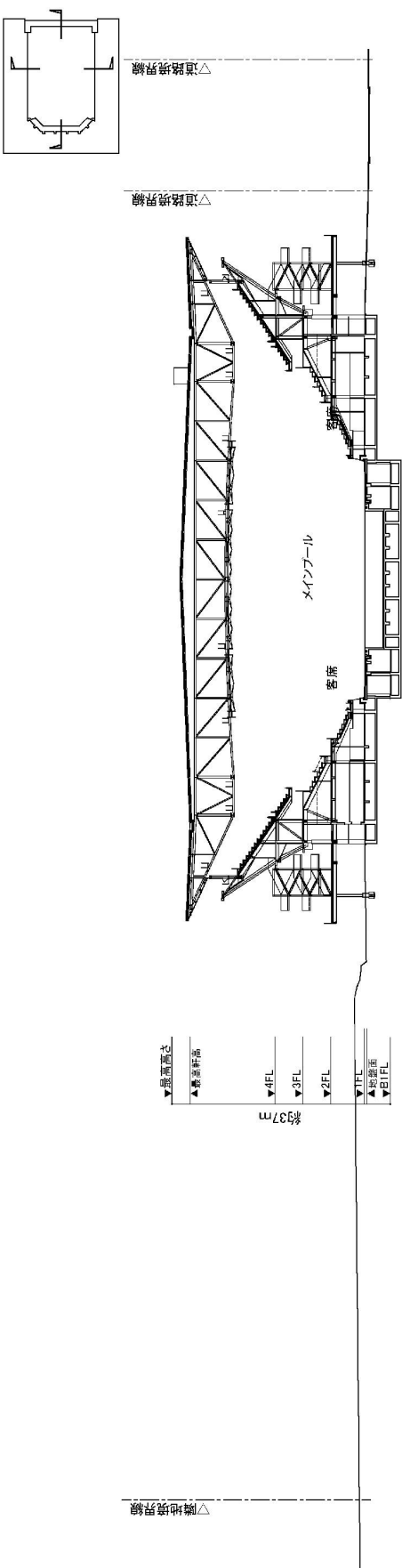


Scale 1:2,500

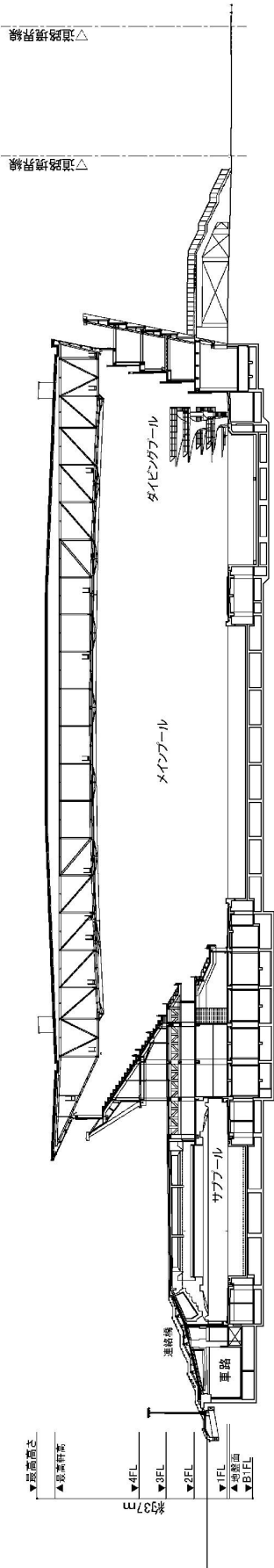
0 25 50 100m

図 4.2-2(2) 配置計画図（大会後）

注) 駐車場配置は事業の進捗に伴い見直しを行っている。



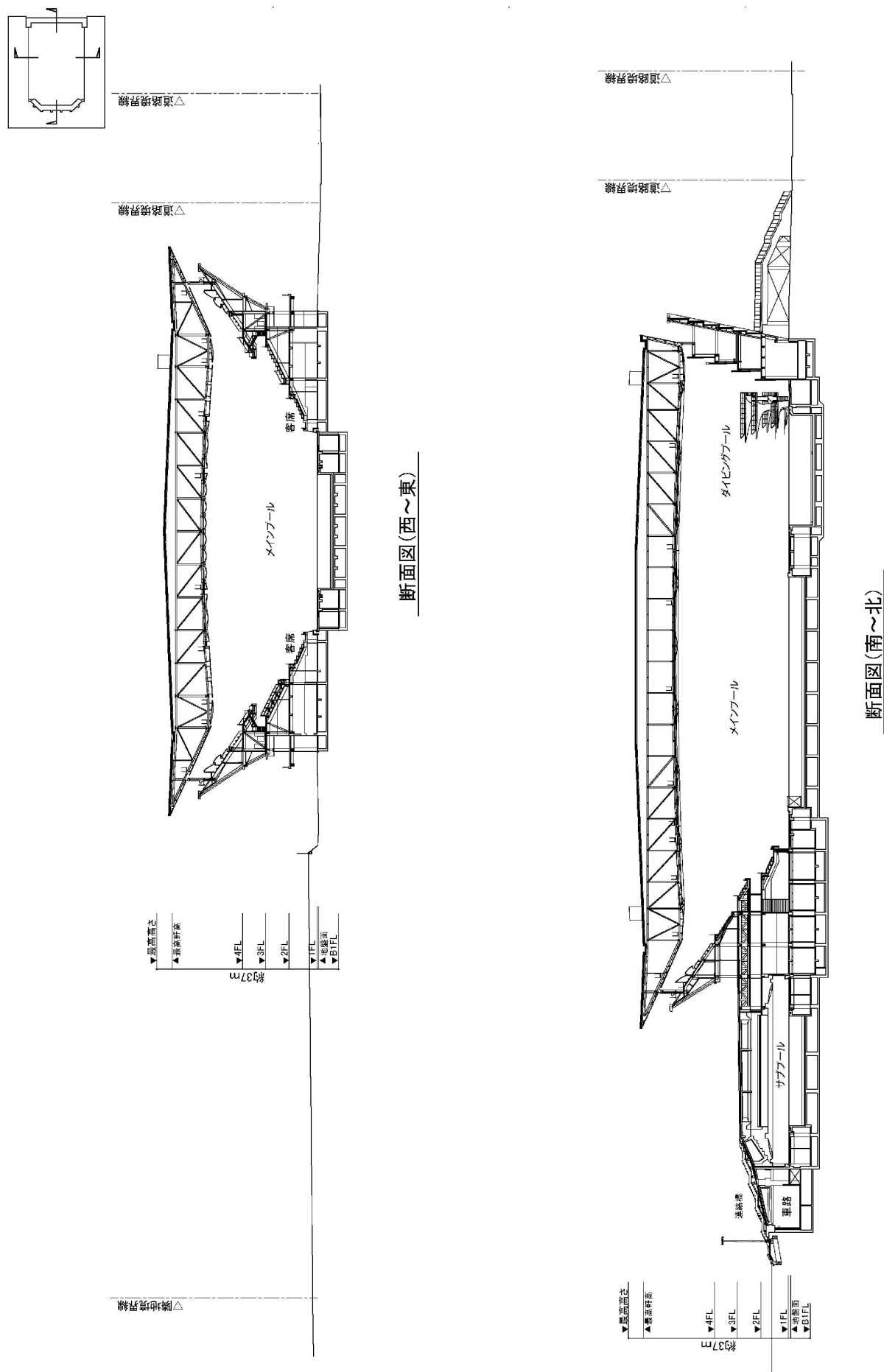
断面図(西～東)



断面図(南～北)

図 4.2-3(1) 断面図 (大会時)

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容





15,000席モード（2017年11月時点の大会時イメージ図）

図4.2-4(1) イメージ図（大会時）

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



5,000席モード（平成29年11月時点の大会後イメージ図） 図4.2-4(2) イメージ図（大会後）

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



写真4. 2-2 東京アクアティクスセンターの外観（2020年2月撮影）

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

大会後の駐車場計画は、図 4.2-2(2) (p.9 参照) に示すとおりである。駐車場は、建物の東側、西側及び北側に平面駐車場（約 160 台程度）を設ける計画²である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、辰巳駅（東京メトロ有楽町線）、潮見駅（JR 京葉線）、新木場駅（JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道（りんかい線））がある。辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする計画である。

(5) 設備計画

上水給水設備は、敷地東側水道本管より引き込む。また、ろ過装置からの排水を屋根雨水とともに処理し、雑用水受水槽に移送し、トイレ洗浄水及び外構散水として利用する計画である。排水は、公共下水道へ放流する。

電力は、高圧受変電設備から供給する。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備（コージェネレーション設備）の設置、電気使用量削減のため、太陽光発電設備（発電容量 100kW）を設置した。また、太陽熱利用設備（利用容量 100kW）、地中熱利用設備（地中熱容量 600kW）を採用した。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行った。建設発生土のうち、処分場の受入基準に非適合となる建設発生土については、最終処分場において適正に処分した。また、東京 2020 大会後の座席、屋外の避難階段等の撤去において発生する廃棄物についても、リサイクル及び適正処理を行う。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、江東区清掃リサイクル条例（平成 11 年江東区条例第 34 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

² 駐車場計画は、事業の進捗に伴い見直しを行っている。

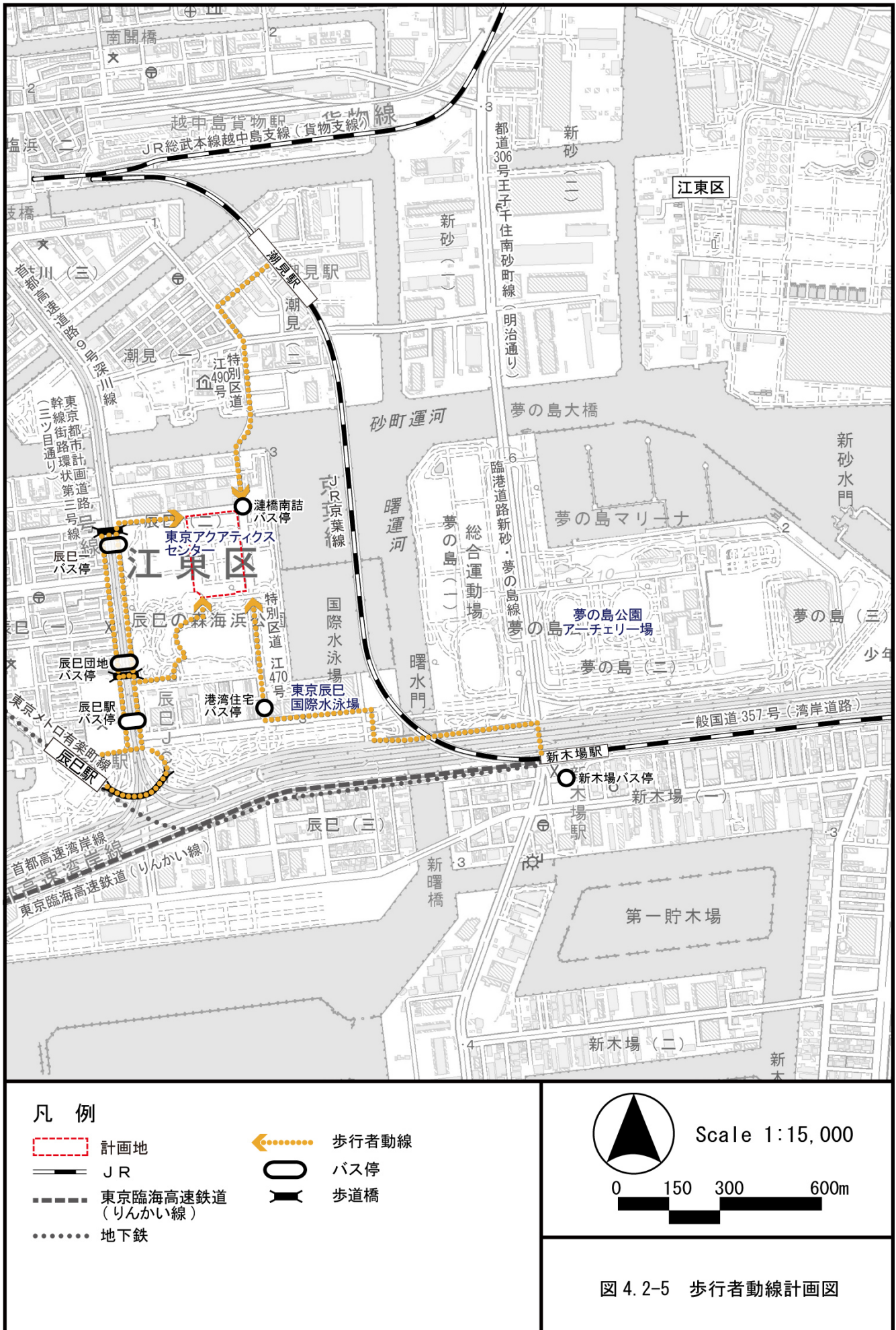
(7) 緑化計画

緑化計画は、図 4.2-6 に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成 11 年江東区条例第 36 号）における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,461m²、接道部緑化約 1,173m とする計画³である。計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置していることから、周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある憩いの場をつくり出すほか、敷地の東側、北側には広い緑地帯を確保することで、周辺街区へも緑を提供するほか、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画である。敷地の北側及び東側に緑地帯を設け、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画である。また、樹種は、辰巳の森海浜公園内に位置する立地条件等を踏まえ、耐潮性に優れ、季節感を演出する樹種とする。敷地の西側の緑地は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考に、公園と連続する樹種選定とし、公園との調和を意識した計画とする。主要な道路に面する敷地の東側及び北側の緑地は、既存の公園部分と緑が連続しながらも風景に変化を与える計画地に適した樹種選定とする。

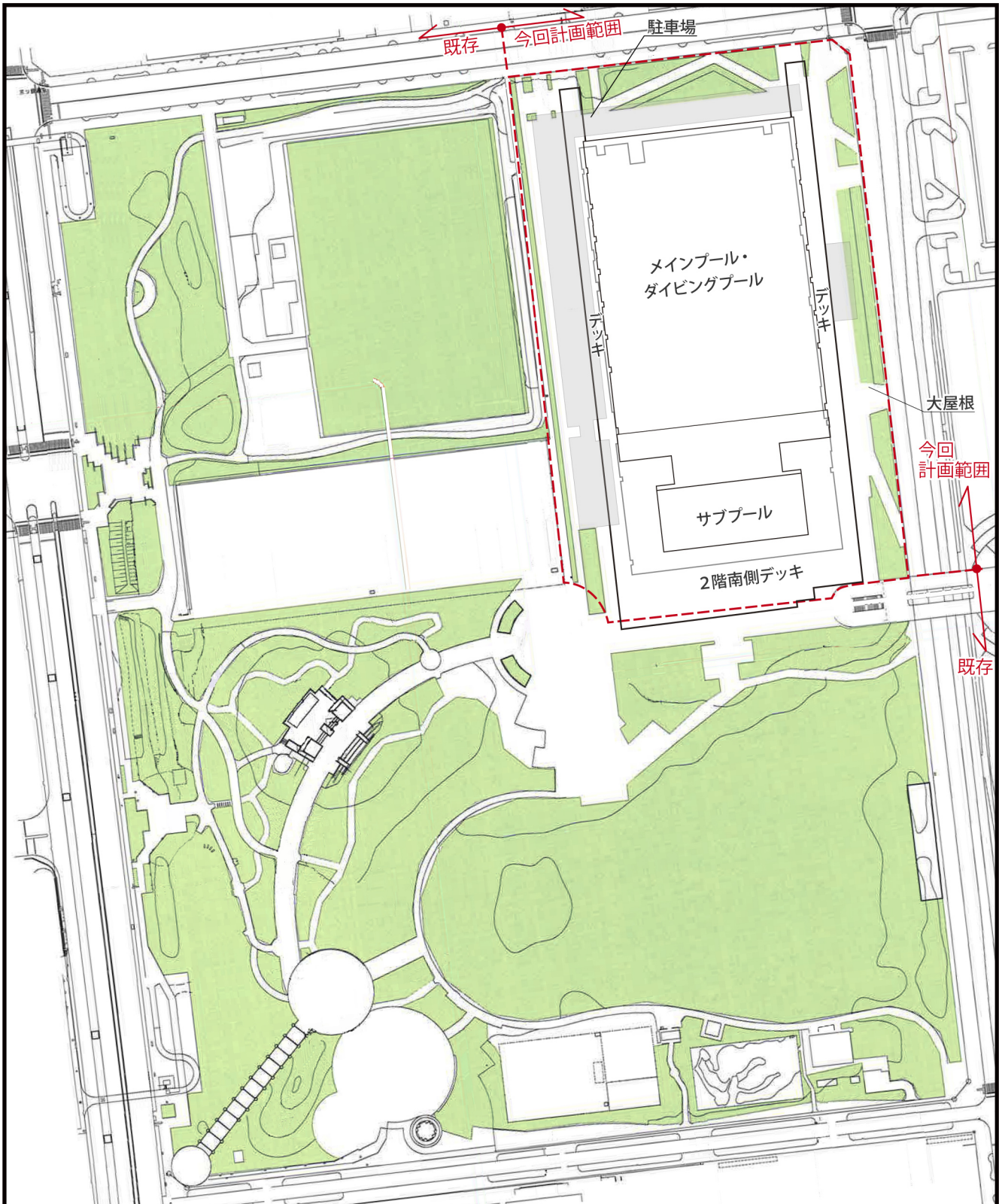
なお、緑化面積は、計画地を含めた辰巳の森海浜公園内における計画通知予定の敷地（敷地面積約 161,900m²）を対象として、江東区の基準に基づき算定することとしているが、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

³ 緑化計画は、事業の進捗に伴い見直しを行っている。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 緑化



Scale 1:2,500

0 25 50 100m

図 4.2-6 緑化計画図

注) 駐車場配置は事業の進捗に伴い見直しを行っている。

4.2.4 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事も含めて 2016 年 10 月から 41 か月（工事完了後の竣工検査 1 か月を含む）を要した。なお、東京 2020 大会後に実施する撤去工事の実施時期については、現時点では未定である。

工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30	36	42
準備工事		■						
液状化対策工事		■						
本体工事	山留工事		■					
	杭工事		■					
	土工事		■	■	■			
	基礎躯体工事		■	■	■			
	地上鉄骨工事				■	■		
	屋根工事			■	■			
	地上躯体工事				■	■		
	外装工事					■	■	■
	内装工事					■	■	■
	外構工事						■	■

(2) 施工方法の概要

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約 3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行った。

2) 液状化対策工事

本体工事着手前の液状化対策として、砂杭による地盤改良を行った。

3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による山留を行った。

4) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設した。

5) 土工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行った。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出した。

6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築した。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設した。

7) 地上鉄骨工事

基礎躯体工事完了後、鉄骨地組、支柱建方を行った。

8) 屋根工事

地上鉄骨工事と同時に屋根鉄骨地組、天井仕上工事等を行った。

9) 地上躯体工事

地上躯体構築、プールの基礎躯体構築工事を行った。

10) 外装工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上工事を実施した。

11) 内装工事

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施した。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行った。

12) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施した。なお、緑化工事については、大会後に実施する予定である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用し、特別区道 江 470 号を通り、計画地へ出入場した。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用した建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めた。

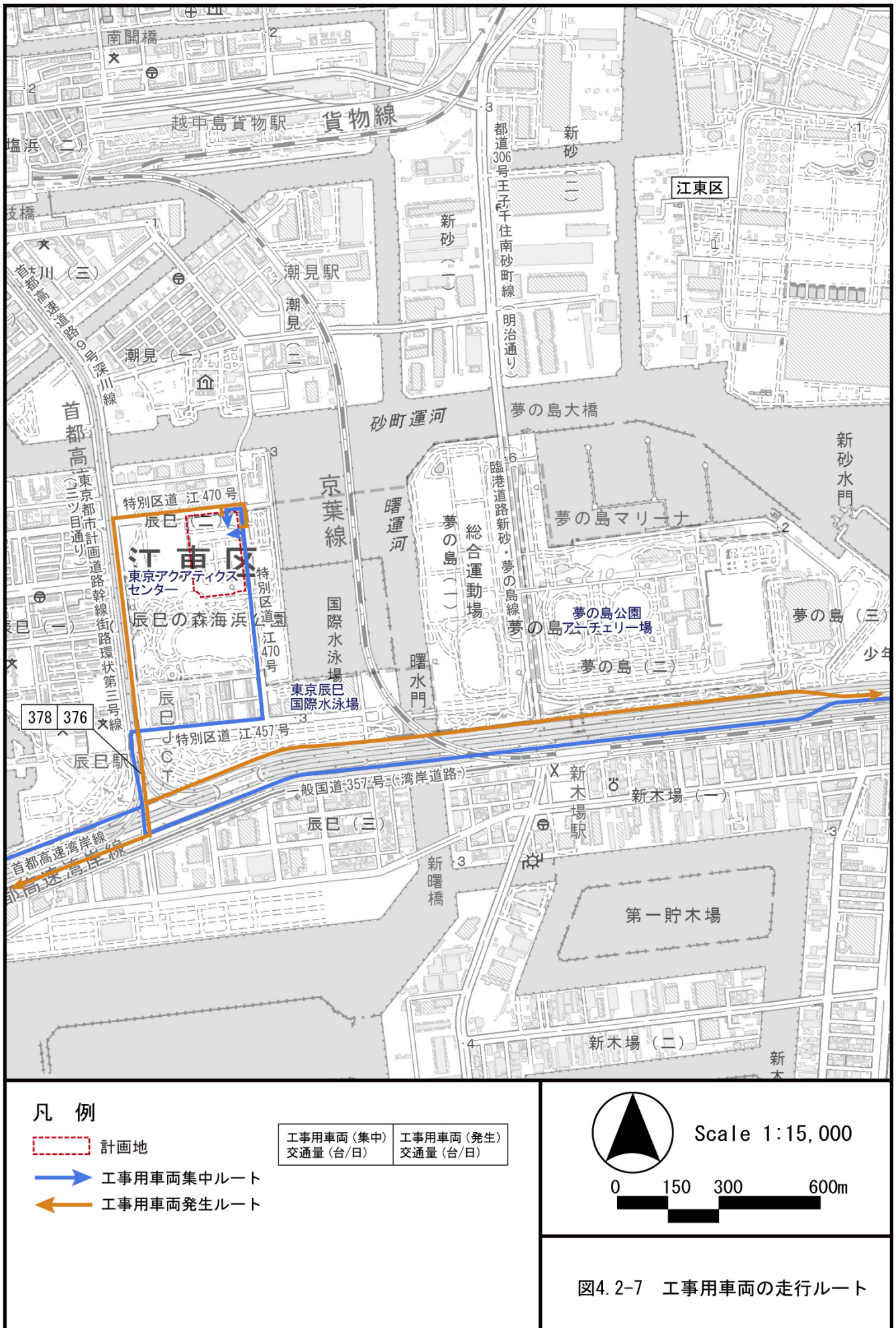
表 4.2-4 主な建設機械

工 種	主な建設機械
準備工事	ブルドーザ、バックホウ
液状化対策工事	液状化対策施工機、タイヤショベル
山留工事	三軸掘削機、アボロン、サイレントパイラー、バックホウ
杭工事	杭打機、クローラクレーン、バックホウ
土工事	バックホウ
基礎躯体工事	バックホウ、コンクリートポンプ車
地上鉄骨工事	クローラクレーン
屋根工事	クローラクレーン
地上躯体工事	クレーン車、コンクリートポンプ車
外装工事	クレーン車
内装工事	クレーン車
外構工事	バックホウ、ラフテレーンクレーン、アスファルトフィニッシャー

4.2.5 供用の計画

本事業で整備する東京アクアティクスセンターは、2019 年度に竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用する施設として広く一般に供用する計画である。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4.2.6 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(8)に示しておりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・ 太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・ 都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・ 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入した。 ・ 軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・ 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。 ・ 掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場において適正に処分した。 ・ 基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

表4. 2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行った。 ・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを使用した。
	・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆ 大気汚染物質の更なる排出削減 ◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 - 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆ 生活環境問題の解決	・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用した。 ・ 排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用した。 ・ 工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置した。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置した。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,461m²、接道部緑化約1,173mとする計画としている。 ・ 計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・ 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・ 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・ 既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4. 2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用した。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,461m²、接道部緑化約1,173mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討した。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,461m²、接道部緑化約1,173mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4. 2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・ 公共施設におけるみどりの創出	・ 緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000㎡、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,461㎡、接道部緑化約1,173mとする計画としている。 ・ 計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・ 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・ 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・ 既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討した。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・ 活力と魅力ある「水の都」づくり ・ 河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・ 公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減した。 ・ 屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図った。 ・ 本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図った。 ・ 東京2020大会時の建物は、観客席15,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと縮小する計画とする。 ・ 水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とした。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度-平成27年度＞ (平成23年6月)	・ 3R施策の促進 ・ 適正処理の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表4. 2-5(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場において適正に処分した。 ・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

表4. 2-5(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成した。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。 ・掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場において適正に処分した。 ・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4. 2-5(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行った。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを使用した。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。 ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること	・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減した。 ・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図った。 ・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図った。 ・東京2020大会時の建物は、観客席15,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと縮小する計画とする。 ・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とした。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000㎡、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,461㎡、接道部緑化約1,173mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4. 2-5(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g 基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g 基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
江東区分別収集計画 (平成25年6月)	本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。 容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化対策実行計画 (平成22年3月)	環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。 [地球環境貢献目標] (H17(2005)年度比) ◆短期目標：平成26年度までに -10% ◆中期目標：平成32年度までに -20% ◆長期目標：平成62年度までに -80%	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成した。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。

4.3 東京アクアティクスセンターの計画の策定に至った経過

東京アクアティクスセンターは、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、新設する計画とされた。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、2014年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

2015年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、東京アクアティクスセンターの基本設計について意見を聴取した。

また、2016年9月以降、都政改革本部オリンピック・パラリンピック調査チームの提言を受けて見直しの検討を行い、2016年11月29日に、都、国際オリンピック委員会、組織委員会、国による四者協議を実施した結果、現計画地において、当初の2万席規模を1万5千席規模に縮小して新設し、大会後の減築は行わないとの結論に至り、東京2020大会後には、座席や屋外の避難階段等を撤去し、観客席数を5,000席規模に縮小する計画となった。

2017年4月に、前述のアドバイザリー会議の意見等を踏まえ、東京都としての施設運営計画を公表し、本施設は、選手たちの競い合いを通じて、世界を目指すアスリートを育成するとともに、オリンピック・パラリンピックや国際大会を契機に、水泳の裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成することにより、日本水泳の中心となる世界最高水準の水泳場としていくこととした。

5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、大会開催前その2時点における日影、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、エコマテリアル、土地利用、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全の調査結果である。調査結果の概略は、表5-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表5-1(1) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
1. 日影	ア. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 予測結果とフォローアップ結果とを比較した結果、特に配慮すべき施設等における日影時間は、概ね予測結果と一致した。 イ. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 予測結果とフォローアップ結果との比較した結果、冬至日における日影の範囲、時刻、時間数等は、概ね予測結果と一致した。 ウ. 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物 予測結果とフォローアップ結果との比較した結果、冬至日における日影が及ぶ範囲には住宅の一部及び既存樹木が存在し、概ね予測結果と一致した。
2. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在せず、工事により自然との触れ合い活動の場を直接改変することはなかった。 建設機械の稼働に当たっては、大気汚染及び騒音・振動低減のために、工事施工ヤード周囲に仮囲いを設置するとともに、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用した。工事用車両には可能な限り低公害型の工事用車両の採用に努めるとともに、アイドリングストップの厳守等について関係者へ周知・徹底した。 また、2階南側デッキの配置により、周辺施設との動線を確保し、自然との触れ合い活動が促進されることを確認した。 以上のことから、予測結果と同様に、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持されたものとする。 イ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 近接する駅等から計画地周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は、マウントアップ形式やガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、また、工事用車両の出入口には交通整理員を配置することにより、自然との触れ合い活動の場への利用経路に及ぼす影響を極力小さくしている。 以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されているものとする。
3. 廃棄物	ア. 施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等 建設発生土の排出量は155,458m³であり、評価書における予測結果の120%程度の発生量であった。これは、土工事での発生量が想定より増加したためと考える。建設発生土のうち新海面処分場の受入基準値を満足する92,473m³は新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用された。また、62,718m³については再利用施設に搬出し、建設資材等に再利用した。残りの267m³については最終処分場において適正に処分した。建設発生土の再利用率は99.8%であった。 建設泥土の発生量は、99,010tであり、評価書における予測結果を大幅に上回った。これは、杭工事、山留工事等、土工事での発生量が想定より大幅に増加したためと考える。なお、発生した建設泥土のうち、41,990tは現場内利用・減量され、残りは場外に搬出され、再資源化处理施設にて改良土として再資源化され、再資源化率は100%であった。 フォローアップ調査における建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、木くず、紙くず、その他において評価書における発生量を上回った。金属くず、石膏ボードについては評価書における発生量を下回った。また、評価書において発生を予測していたガラスくず及び陶磁器くずの発生はなかった。逆に、発生を予測していなかったその他がれき類、廃塩化ビニル管・継手が発生した。コンクリート塊、その他がれき類は地中障害物の処理、廃プラスチックは一般的な建物に比べて多い設備機器等の梱包・輸送資材、木くずについては特に伐採樹木に伴い、評価書における発生量を上回ったものとする。

表5-1(2) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
3. 廃棄物（つづき）	なお、コンクリート塊は破碎後再生路盤材等に、アスファルト・コンクリート塊とその他がれき類は再生骨材等に、廃プラスチックと廃塩化ビニル管・継手はプラスチック製品原材料等に、金属くずは製鉄・非鉄金属原料に、木くずは堆肥の原料・燃料チップに、紙くずは製紙原料に、石膏ボードは石膏ボード製品原料に、その他と混合廃棄物は選別後、品目に応じた製品の原料等に再資源化された。 建設廃棄物の再資源化等率は100%であった。 建設発生土、建設泥土及び建設廃棄物ともに予測結果に対して増減はあるものの、建設発生土についてはその99.8%が再利用され、建設泥土及び建設廃棄物については全量が再利用・再資源化等されている。 以上のことから、施設の建設に伴う廃棄物は、適正に処理・処分されているものと考ええる。
4. エコマテリアル	ア. エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度 建設工事に当たっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」や「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等（再生骨材コンクリート等）の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることにより、エコマテリアルの利用が図られた。品目分類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもののうち、再生骨材Lを用いたコンクリート（使用割合54%）、再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート（使用割合0%）、その他環境負荷の低減に寄与するもののうち、LEDを光源とする非常用照明器具（使用割合46%）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材（H鋼の形鋼等）（使用割合42%）を除いて特別品目の使用割合は100%であった。 以上のことから、予測結果と同様に、エコマテリアルの利用への取組・貢献は図られていると考える。
5. 土地利用	ア. 未利用地の解消の有無及びその程度 計画地は辰巳の森海浜公園の北東側に位置する未開園地となっていたが、本事業の実施に伴い、36,400㎡の土地にスポーツ・公園施設として整備した。 以上のことから、計画地が公園内施設として辰巳の森海浜公園と一体利用されるという予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考ええる。
6. 公共交通へのアクセシビリティ	ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度 工事中は、計画地までのアクセス経路の変更は行わず、工事用車両の走行に当たっては、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施することにより、歩行者の通行への影響を最小限にとどめた。 以上のことから、予測結果と同様に工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、計画地へのアクセス性は確保されたものと考ええる。
7. 交通安全	ア. 会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度 工事用車両の走行ルートは、マウントアップ形式、植樹帯及びガードレール等の安全施設帯により歩道と車道が分離されており、本事業による変更はなかった。 工事用車両の走行に当たっては、車両運転者に関係法令を遵守するよう適宜指導したほか、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、歩行者最優先の誘導を行い、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、一般歩行者の交通安全を確保した。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う交通安全の変化は小さく、交通安全が確保されたものと考ええる。

6. フォローアップの実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

7. その他

7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

東京アクアティクスセンターの実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

また、フォローアップの進捗状況及び実施予定は、表 7.1-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表7.1-1 東京アクアティクスセンターの実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	2014 年 3 月 28 日
意見を募集した日	2014 年 3 月 28 日～2014 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	2014 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	2016 年 2 月 15 日
意見を募集した日	2016 年 2 月 15 日～2016 年 3 月 30 日
都民の意見	3 件
環境影響評価書案審査意見書が送付された日	2016 年 5 月 17 日
環境影響評価書が公表された日	2016 年 10 月 13 日
フォローアップ計画書が公表された日	2016 年 10 月 14 日
フォローアップ報告書（大会開催前その 1）が公表された日	2017 年 12 月 18 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

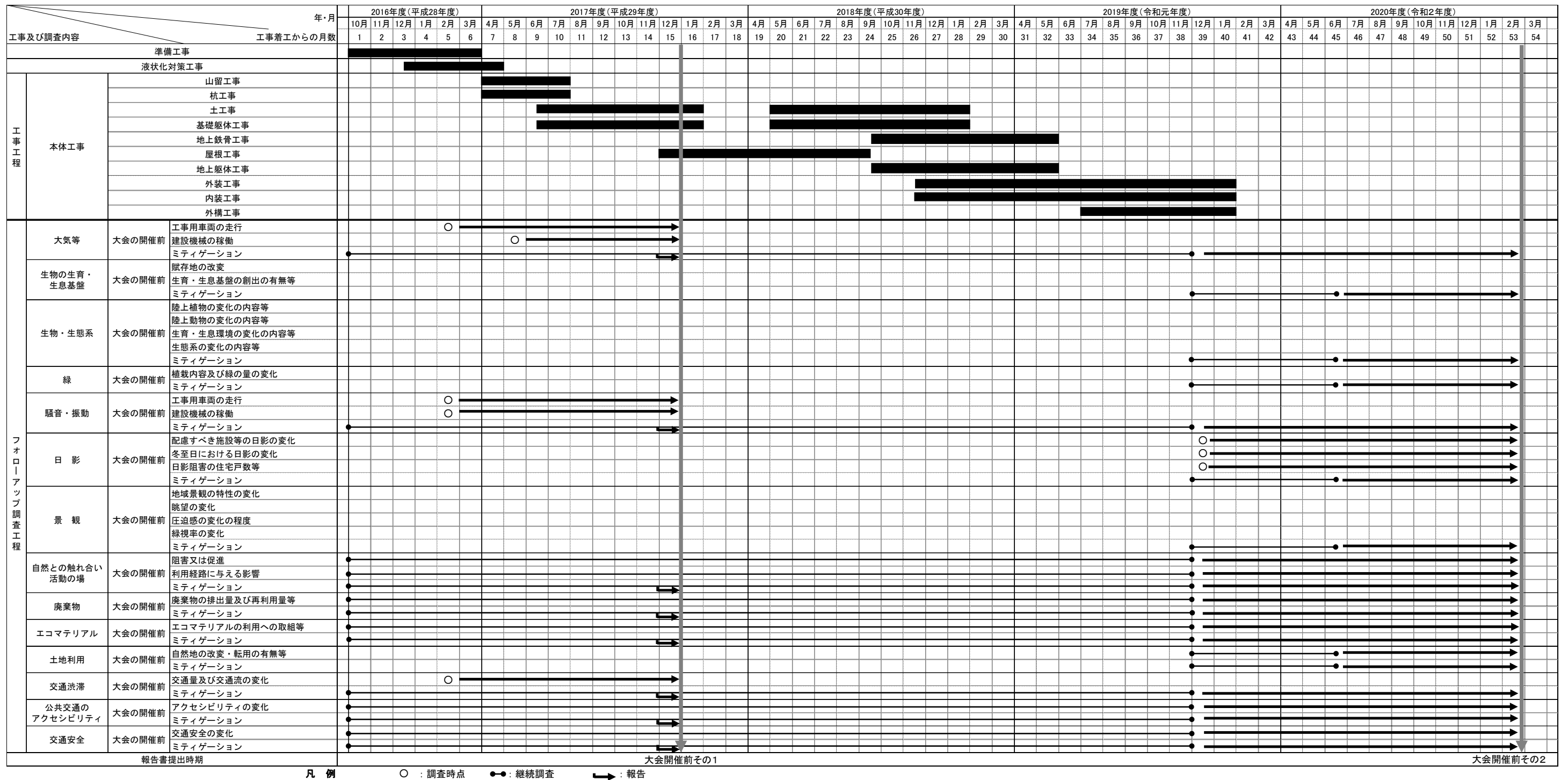
〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区麹町 5-4

表7.1-2(1) フォローアップの進捗状況（東京2020年大会の開催前）



注) 工事工程は、実態に合わせて見直しを行っている。

表7.1-2(2) フォローアップの進捗状況（東京2020大会の開催後）

[illegible]

8. 調査の結果

8.1 大気等

8.1.1 調査事項

調査事項は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表8.1-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。 [建設機械に関するミティゲーション] ・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置する。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。 ・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への影響をより低減するような建設機械台数や配置となるよう検討する。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。 ・良質な燃料を使用する。 ・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないように徹底する。 ・建設機械は、定期的に整備点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。 ・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 [工事用車両及び建設機械に関するミティゲーション] ・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。 ・大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

8.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.1.3 調査手法

調査手法は、表 8.1-2 に示すとおりである。

表8.1-2 調査手法

調査時点		工事の施工中の適宜とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事の施工中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とした。

8.1.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.1-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、大気等に関する問合せはなかった。

表8.1-3(1) ミティゲーションの実施状況(工事用車両)

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。	沿道環境や近隣への影響に配慮した走行ルートをあらかじめ設定し、新規入場者研修(写真8.1-1及び2)、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。
・工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。	工事用車両の出入口付近にタイヤ洗浄設備(写真8.1-3)を設置するとともに、出入口廻りの地盤面の舗装化や、碎石と鉄板を敷くことで、粉じんの飛散防止に努めた。
・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。	可能な限り低公害型の工事用車両(写真 8.1-4)の採用に努めた。また、工事用車両の燃料については、良質な軽油・ガソリンを使用した。朝礼(写真 8.1-5)や現場巡視時にはアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示(写真 8.1-6)を行い、関係者へ周知・徹底した。
・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。	朝礼(写真8.1-5)等で工事用車両の過積載を防止するよう指導を行った。特に、建設発生土や地中障害物の場外搬出時にはトラックスケールによる積載重量の管理(写真8.1-7)を行った。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	前日の作業間連絡調整会議(写真 8.1-8)時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。
・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。	新規入場者研修(写真8.1-9)、安全衛生協議会や新規入場者教育等で公共交通機関の積極的利用を促すとともに、通勤車両を利用する場合はできるだけ乗合乗車とすることで台数削減に努めるよう指導した。
・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置(写真8.1-10)し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減と第三者の安全確保に努めた。そのほか、適宜出入口付近の清掃(写真8.1-11)を行った。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼(写真8.1-5)等で適宜指導を行った。
・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。	都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、かつ、辰巳団地建替工事との調整が不要になるよう事前の辰巳団地自治会との協議により当該団地敷地内及び周辺道路の工事車両の通行を禁止した。

表 8.1-3(2) ミティゲーションの実施状況(建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。	建設機械は、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）（写真8.1-12）を使用した。
・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率 20%）を設置する。	工事区域周囲には仮囲い（3.0m 鋼板パネル）（写真8.1-13）を設置した。また、北側及び一部の東側・西側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）（写真8.1-13）を設置した。
・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する。	工事の平準化に努め、作業間連絡調整会議（写真8.1-8）や工程調整会議等で作業計画を検討し、実施した。
・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。	建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うことで、工事用車両・建設機械の集中稼働を避けた工事を行った。
・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。	可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）（写真8.1-14）を使用するよう努めた。
・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への影響をより低減するような建設機械台数や配置となるよう検討する。	道路境界際（特に北側）では、建設機械の集中稼働による近隣施設への影響を極力抑えるため、稼働台数や作業時間等に配慮した作業計画を検討し、実施した。
・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。	粉じんの飛散対策として、散水（写真8.1-15）、防砂ネットの設置（写真8.1-16）、作業路盤への鉄板設置、定期的な鉄板上の清掃（写真8.1-17）を実施した。
・良質な燃料を使用する。	建設機械の燃料については、燃料に関する成績証明書により品質を確認し、良質な燃料を使用した。
・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。	アイドリングストップについては、朝礼（写真8.1-5）等の場や掲示物（写真8.1-6）で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。	不要な空ぶかし、急発進等の禁止、建設機械の能力以上の負荷をかけないことについては、朝礼（写真8.1-5）等の場で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械は、定期的に整備点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。	建設機械の持込時における検査記録、年次点検等の法定点検記録、日々の始業前点検を確実に実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持・管理に努めた。
・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。	職長会パトロール（写真8.1-18）や安全パトロール等によって、環境保全のための措置の実施状況を確認し、朝礼（写真8.1-5）や作業間調整会議（写真8.1-8）において指導を行った。
・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を掲示（写真8.1-19）し体制を整えた。なお、大気等に関する問合せはなかった。

表 8.1-3(3) ミティゲーションの実施状況(工事用車両及び建設機械)

ミティゲーション	実施状況
環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。	現場内での掲示や朝礼(写真8.1-5)、新規入場者教育(写真8.1-20)、作業間連絡調整会議(写真8.1-8)等で環境保全のための措置について適宜指導を行った。
大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を記載した掲示板を掲示(写真8.1-19)し、住民からの問合せに迅速に対応するよう努めた。

写真 8.1-1 新規入場者研修資料
(搬入ルート)写真 8.1-2 新規入場者研修資料
(通行禁止エリア)

写真 8.1-3 タイヤ洗浄設備



写真 8.1-4 低公害車両の採用



写真 8.1-5 朝礼の状況



写真 8.1-6 アイドリングストップの掲示



写真 8.1-7 トラックスケールによる計量



写真 8.1-8 作業間連絡調整会議の状況

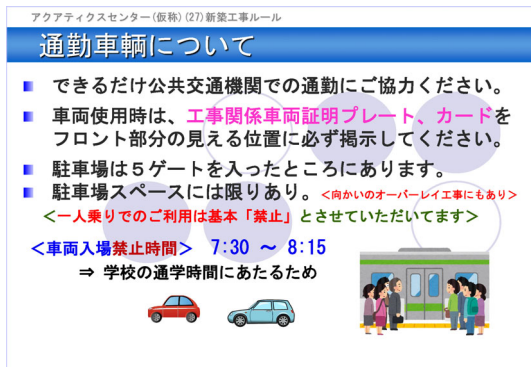


写真 8.1-9 新規入場者研修資料
(通勤車両について)



写真 8.1-10 交通整理員



写真 8.1-11 路面清掃状況



写真 8.1-12 排出ガス対策型建設機械
(第2次基準値)



写真 8.1-13 仮囲い及びメッシュシート



写真 8.1-14 排出ガス対策型建設機械
(第3次基準値)



写真 8.1-15 散水車



写真 8.1-16 防砂ネット



写真 8.1-17 鉄板清掃



写真 8.1-18 職長会パトロール

建築計画のお知らせ				
オリンピックアクアティクスセンター(仮称)				
建築地の名称		江東区豊田二丁目2番2の-2番2の-2番10、3番3の-1番、3番8、3番17		
建築用途	競技場・水泳場、付属の商業施設、ボウリング場(既存施設)、公衆浴場(既存施設)、事務所(既存施設)、体育館(既存施設)	敷地面積	161,935.78㎡	
建築面積	計画に係る部分: 28,245.91㎡ 計画以外の部分: 623.52㎡ 合計: 28,869.43㎡	延べ面積	計画に係る部分: 64,404.68㎡ 計画以外の部分: 815.50㎡ 合計: 65,220.18㎡	
構造	S造一部RC造、SRC造	基礎工法	杭基礎	
階数	地上4階 地下1階	高さ	36.933m	
竣工予定	平成29年4月1日	完了予定	令和2年2月29日	
建築主 (住所) (氏名)	住所 東京都中央区銀座五丁目1番1号 株式会社 大林建設株式会社 代表取締役 大林 正樹 電話 03(5321)1111			
設計者 (住所) (氏名)	住所 東京都中央区銀座五丁目1番1号 オークビルディング5F 大林建設株式会社 代表取締役 大林 正樹 電話 03(5321)1111			
施工者 (住所) (氏名)	住所 東京都中央区銀座五丁目1番1号 オークビルディング5F 大林建設株式会社 代表取締役 大林 正樹 電話 03(5321)1111			
標識設置年月日	平成28年9月28日			
○ この標識は、東京都中核市建築物の建築に係る紛争の予防と調整に資する条例第5条第1項の規定により設置したものです。 ○ 上記建築計画についてご質問の申出は下記へご連絡下さい。 (連絡先) 東京都オリンピック・パラリンピック事務局 企画課 電話 03(5321)1111 内線 38-446				

写真 8.1-19 近隣問合せ窓口



写真 8.1-20 新規入場者研修資料

8.2 生物の生育・生息基盤

8.2.1 調査事項

調査事項は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表8.2-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.2.3 調査手法

調査手法は、表 8.2-2 に示すとおりである。

表8.2-2 調査手法

調査時点		工事の終了後とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.2.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.2-3 に示すとおりである。なお、生物の生育・生息基盤に関する問合せはなかった。

表8.2-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m ² 、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m ² 、接道部緑化約 1,280m とする計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化面積については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。なお、計画では地上部緑化約81,461m ² 、接道部緑化約1,173mを行う予定である。
・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽樹種や配置の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽基盤の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。 なお、計画地南側の既存樹木のソメイヨシノの6本については、平成29年1月に、辰巳の森海浜公園の南西に位置する辰巳の森緑道公園の遊具広場周辺（図8.2-1）に、生育に必要な生育基盤を確保し、移植（写真8.2-1）を行った。移植に際しては、良質土を用いて埋め戻す（写真8.2-2）とともに、パーク堆肥の施肥（写真8.2-3）、支柱（写真8.2-4）の設置を行った。



写真 8.2-1 移植状況（サクラ）



写真 8.2-2 良質土による埋戻し



写真 8.2-3 移植状況（サクラ）



写真 8.2-4 支柱設置状況

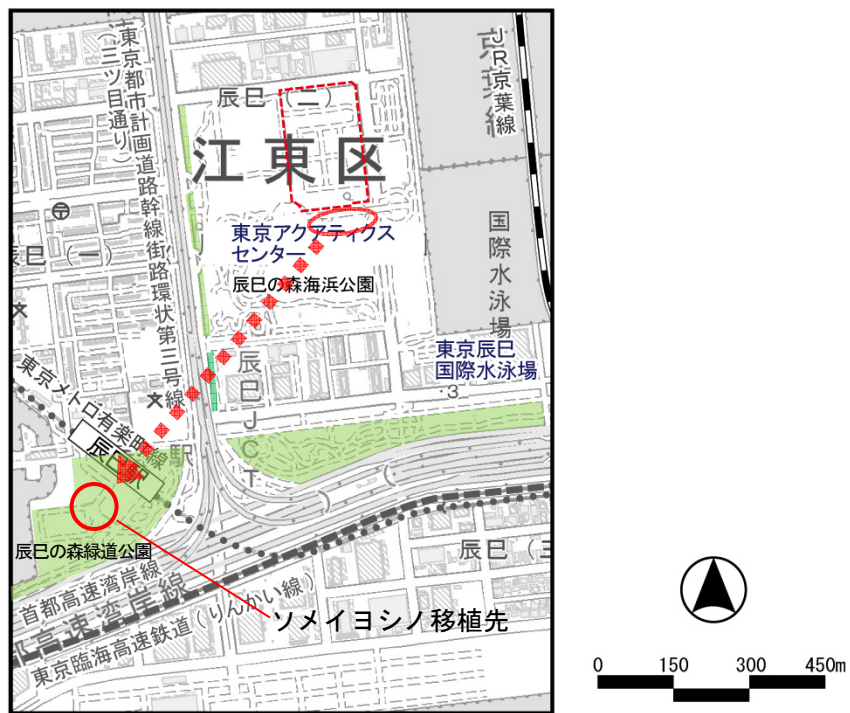


図 8.2-1 ソメイヨシノ移植先

8.3 生物・生態系

8.3.1 調査事項

調査事項は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表8.3-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

8.3.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.3.3 調査手法

調査手法は、表 8.3-2 に示すとおりである。

表8.3-2 調査手法

調査時点		工事の施工中とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.3.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.3-3 に示すとおりである。なお、生物・生態系に関する問合せはなかった。

表8.3-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m ² 、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m ² 、接道部緑化約 1,280m とする計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化面積については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。なお、計画では地上部緑化約81,461m ² 、接道部緑化約1,173mを行う予定である。
・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽樹種や配置の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽基盤の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。 なお、計画地南側の既存樹木のソメイヨシノの6本については、平成29年1月に、辰巳の森海浜公園の南西に位置する辰巳の森緑道公園の遊具広場周辺（図8.2-1（p.48参照））に、生育に必要な生育基盤を確保し、移植（写真8.3-1）を行い、地域としての生物の生育・生息環境の創出と生物・生態系の維持に努めた。



写真 8.3-1 移植後の状況（サクラ）

8.4 緑

8.4.1 調査事項

調査事項は、表 8.4-1 に示すとおりである。

表8.4-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・計画地の北側及び東側の緑地帯はマウンドを設け、現状の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画としている。 ・周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある場をつくり出す計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。

8.4.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.4.3 調査手法

調査手法は、表 8.4-2 に示すとおりである。

表8.4-2 調査手法

調査時点		工事の終了後とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事の終了後の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.4.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.4-3 に示すとおりである。なお、緑に関する問合せはなかった。

表8.4-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m ² 、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m ² 、接道部緑化約 1,280m とする計画としている。	既存部（計画地以外の辰巳の森海浜公園）以外の計画地の緑化は大会開催後に実施することから、緑化面積については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。なお、計画では地上部緑化約81,461m ² 、接道部緑化約1,173mを行う予定である。
・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、植栽樹種や配置の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・計画地の北側及び東側の緑地帯はマウンドを設け、現状の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化や地形の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある場をつくり出す計画としている。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、辰巳の森海浜公園の既存樹木との連続性の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。	計画地南側の既存樹木のソメイヨシノの6本については、平成29年1月に、辰巳の森海浜公園の南西に位置する辰巳の森緑道公園の遊具広場周辺（図8.2-1（p.48参照））に、生育に必要な生育基盤を確保し、移植（写真8.4-1）を行い、地域としての緑の量の確保に努めた。



写真 8.4-1 移植後の状況（サクラ）

8.5 騒音・振動

8.5.1 調査事項

調査事項は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表8.5-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・資材の搬入に際しては、走行ルートの限定、規制速度を遵守する等安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。 ・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努める。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。 ・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。 [建設機械に対するミティゲーション] ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。 ・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。 ・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。 ・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するような建設機械の機種や配置となるよう計画する。 ・建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。 ・工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。 ・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 [工事用車両及び建設機械に対するミティゲーション] ・騒音・振動に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 ・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。

8.5.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

8.5.3 調査手法

調査手法は、表 8.5-2 に示すとおりである。

表8.5-2 調査手法

調査時点		工事中の適宜とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	工事用車両については計画地及びその周辺、建設機械については計画地とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とした。

8.5.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.5-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、騒音・振動に関する問合せはなかった。

表8.5-3(1) ミティゲーションの実施状況(工事用車両)

ミティゲーション	実施状況
・資材の搬入に際しては、走行ルート限定、規制速度を遵守する等安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。	施工業者に対しては、あらかじめ設定した走行ルートと関連法令の遵守について施工前に指導・教育を行った。また、日々の作業間連絡調整会議(写真8.5-1)時に搬出入車両台数及び時間帯を確認・調整を行うことで車両の集中を避け、騒音・振動の低減に努めた。
・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。	沿道環境や近隣への影響に配慮した走行ルートをあらかじめ設定し、新規入場者研修(写真8.5-2及び3)、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。
・低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。	可能な限り低公害型の工事用車両を使用するよう指導した。朝礼(写真8.5-4)や現場巡視時にはアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示(写真8.5-5)を行い、関係者へ周知・徹底した。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	前日の作業間連絡調整会議(写真8.5-1)時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。
・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。	新規入場者研修(写真8.5-6)、安全衛生協議会や新規入場者教育等で公共交通機関の積極的利用を促すとともに、通勤車両を利用する場合はできるだけ乗合乗車とすることで台数削減に努めるよう指導した。
・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努める。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置(写真8.5-7)し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減とそれに伴う騒音の低減に努めた。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼(写真8.5-4)等で適宜指導を行った。 施工業者へは関連法令を遵守した車両の運行を行うよう事前指導した。
・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。	都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、かつ、辰巳団地建替工事との調整が不要になるよう事前の辰巳団地自治会との協議により当該団地敷地内及び周辺道路の工事車両の通行を禁止した。

表 8.5-3(2) ミティゲーションの実施状況(建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・低騒音型建設機械を採用する。	建設機械の選定に当たっては、低騒音型建設機械（写真8.5-8）を採用した。
・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。	工事区域周辺には仮囲い（3.0m鋼板パネル）（写真8.5-9）を設置した。また、第三者が確認しやすい位置の仮囲いに騒音・振動計を配置（写真8.5-10）し、24時間測定値をデジタル表示した。
・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。	工事の平準化に努め、作業間連絡調整会議（写真8.5-1）や工程調整会議等で作業計画を検討した。
・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。	建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うことで、工事用車両・建設機械の集中稼働を避けた工事を行った。
・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。	アイドリングストップについては、朝礼（写真8.5-4）等の場や掲示物（写真8.5-5）で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。	不要な空ぶかし、急発進等の禁止、建設機械の能力以上の負荷をかけないことについては、朝礼（写真8.5-4）等の場で運転者へ周知・徹底した。
・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。	建設機械については、超低騒音型の建設機械（写真8.5-11）の採用に努めた。 また、地盤改良工事については、騒音・振動の影響が少ない静的締固め砂杭工法（サンドコンパクションパイル工法）（写真8.5-12）を採用した。
・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するような建設機械の機種や配置となるよう計画する。	道路境界際（特に北側）では、建設機械の集中稼働による近隣施設への影響を極力抑えるため、稼働台数や作業時間等に配慮した作業計画とした。
・建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。	建設機械の持込時における検査記録、年次点検等の法定点検記録、日々の始業前点検を確実に実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持・管理に努めた。
・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。	職長会パトロール（写真8.5-13）や安全パトロール等によって、環境保全のための措置の実施状況を確認し、朝礼（写真8.5-4）や作業間連絡調整会議（写真8.5-1）において指導を行った。
・工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。	低騒音型の建設機械を使用することで、法令上の騒音規制値を遵守するとともに、敷地境界際に設置した騒音計、振動計（写真8.5-10）にて規制値以下であることを確認した。また、計画地南側の資材置場の周囲にも防音シートを設置し、周辺環境への騒音の低減に努めた。
・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を掲示（写真8.5-14）し、体制を整えた。なお、騒音・振動に関する問合せはなかった。

表8.5-3(3) ミティゲーションの実施状況(工事用車両及び建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・騒音・振動に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を記載した掲示板を掲示(写真8.5-14)し、住民からの問合せに迅速に対応するよう努めた。
・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。	現場内での掲示や朝礼(写真8.5-4)、新規入場者教育、作業間連絡調整会議(写真8.5-1)等で環境保全のための措置について適宜指導を行った。



写真 8.5-1 作業間連絡調整会議の状況

写真 8.5-2 新規入場者研修資料
(搬入ルート)写真 8.5-3 新規入場者研修資料
(通行禁止エリア)

写真 8.5-4 朝礼の状況



写真 8.5-5 アイドリングストップの掲示

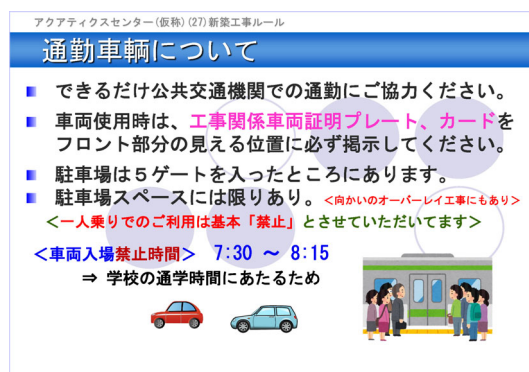
写真 8.5-6 新規入場者研修資料
(通勤車両について)



写真 8.5-7 交通整理員

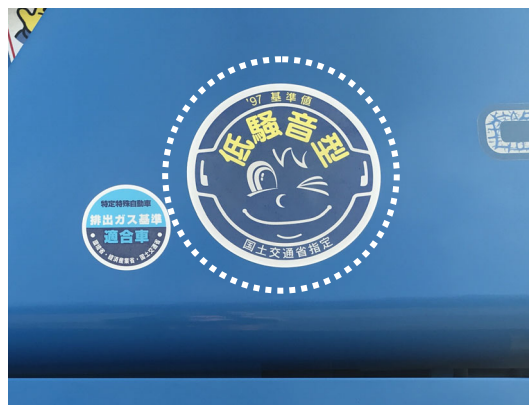


写真 8.5-8 低騒音型建設機械



写真 8.5-9 仮囲い及びメッシュシート



写真 8.5-10 敷地境界での騒音・振動測定



写真 8.5-11 超低騒音型建設機械



写真 8.5-12 静的締固め砂杭工法



写真 8.5-13 職長会パトロール



写真 8.5-14 近隣問合せ窓口

8.6 日影

8.6.1 調査事項

調査事項は、表 8.6-1 に示すとおりである。

表8.6-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物
予測条件の状況	・計画建築物の状況(位置、形状、高さ等)
ミティゲーションの実施状況	・計画地北側への日影の影響を低減するため、計画建築物は北側の敷地境界から一定の距離をセットバックする。 ・計画建築物を 15,000 席引き渡しモードから 5,000 席レガシーモードに縮小することで計画地周辺への日影の影響を低減する。 ・辰巳の森海浜公園内の日影が及ぶ範囲にある樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認する。

8.6.2 調査地域

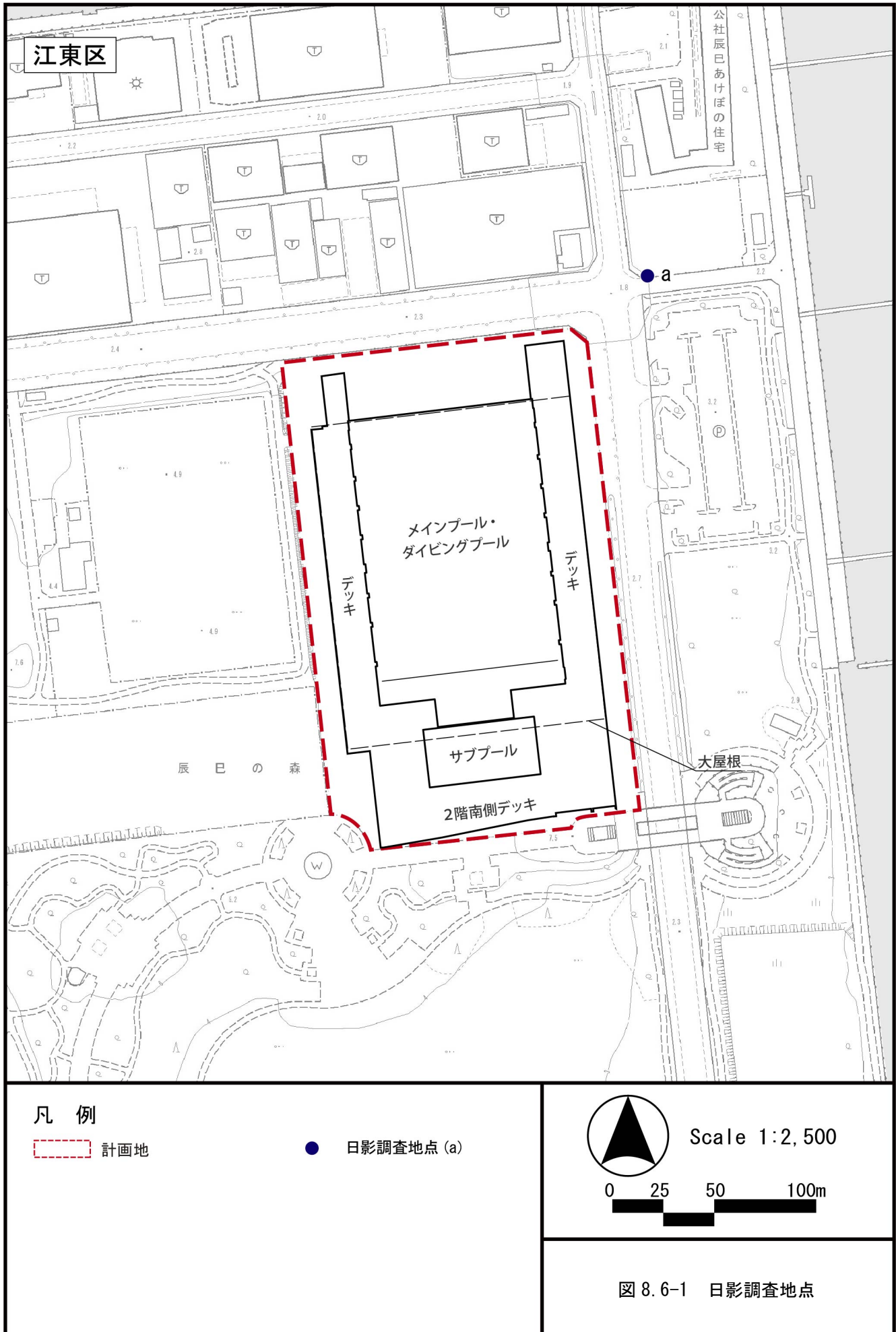
調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.6.3 調査手法

調査手法は、表 8.6-2 に示すとおりである。

表8.6-2 調査手法

調査事項		日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物	
調査時点		計画建物完成後の 2019 年 12 月とした。			
調査期間	予測した事項	計画建物完成後の 2019 年 12 月とした。			
	予測条件の状況	計画建物完成後の 2019 年 12 月とした。			
	ミティゲーションの実施状況	計画建物完成後の 2019 年 12 月とした。			
調査地点	予測した事項	予測地点と同様の 1 地点 (図 8.6-1 に示す地点 a) とした。	計画地及びその周辺とした。		
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。			
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。			
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とした。			
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とした。			
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とした。			



8.6.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア．日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

調査結果は、写真 8.6-1 に示すとおりである。地点 a においては、冬至日に約 2 時間 30 分間、計画建築物による日影時間が増加する。

イ．冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

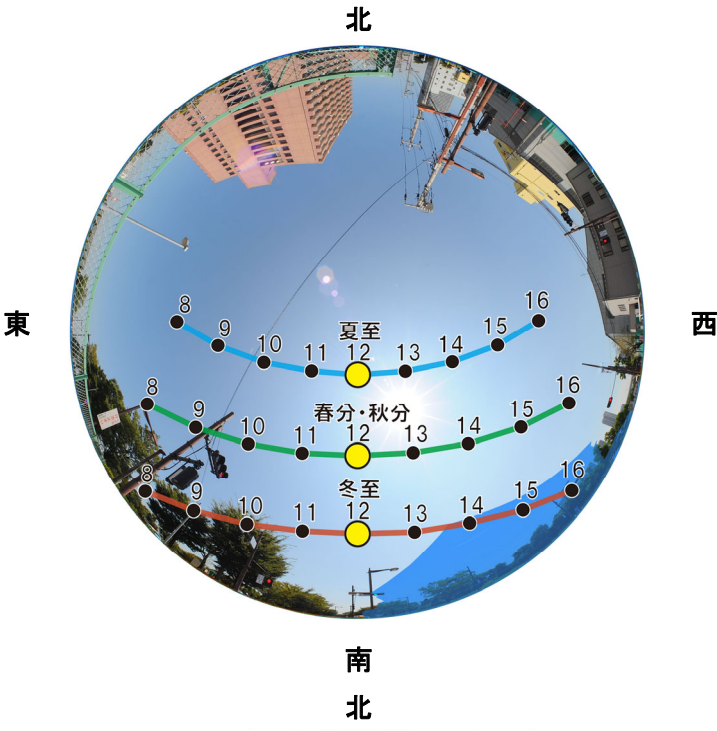
冬至日の平均地盤面から 4m の高さにおける大会時の計画建築物による時刻別日影図は、図 8.6-2(1) 及び(2)に示すとおりである。8時から16時の時間帯で日影が及ぶ範囲は、計画地の北西側約 190m から、北東側約 200m に及ぶ範囲であった。

また、冬至日の等時間日影図は、図 8.6-3(1) 及び(2)に示すとおりである。計画建築物のある日影規制地域では 2.5 時間あるいは 4 時間以上の日影は生じず、また、計画地北側の日影規制地域においても 3 時間あるいは 5 時間以上の日影は生じない。

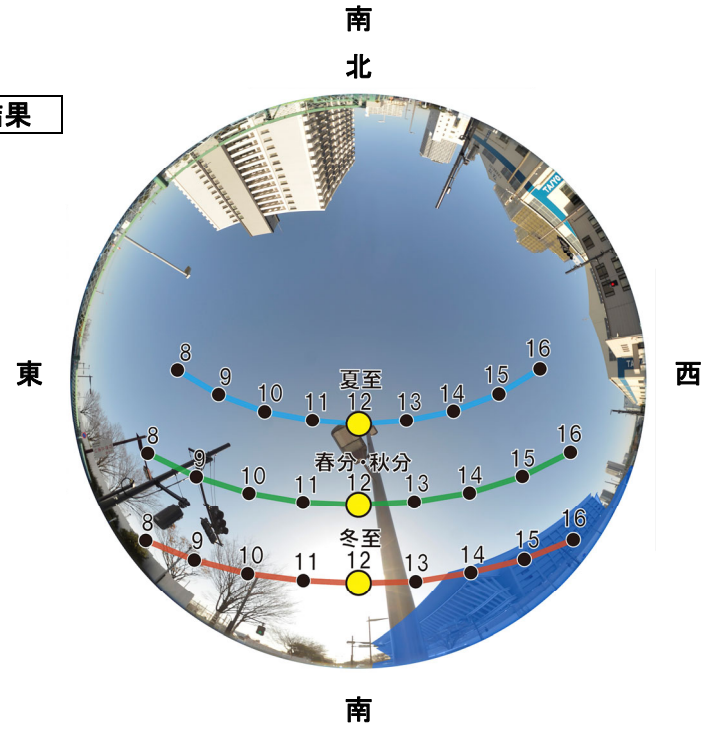
ウ．日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物

計画建築物が出現することにより、計画建築物の西北西から東北東の一部に日影が生じ、あけぼの住宅の一部では 1 時間未満の日影が生じる。また、計画地西側に隣接する辰巳の森海浜公園内のラグビー場のごく一部の芝に 2 時間半程度、計画地北側及び東側の特別区道江 470 号沿いの街路樹に一部 2 時間半から 5 時間程度の日影が生じる。

予測結果



フォローアップ調査結果

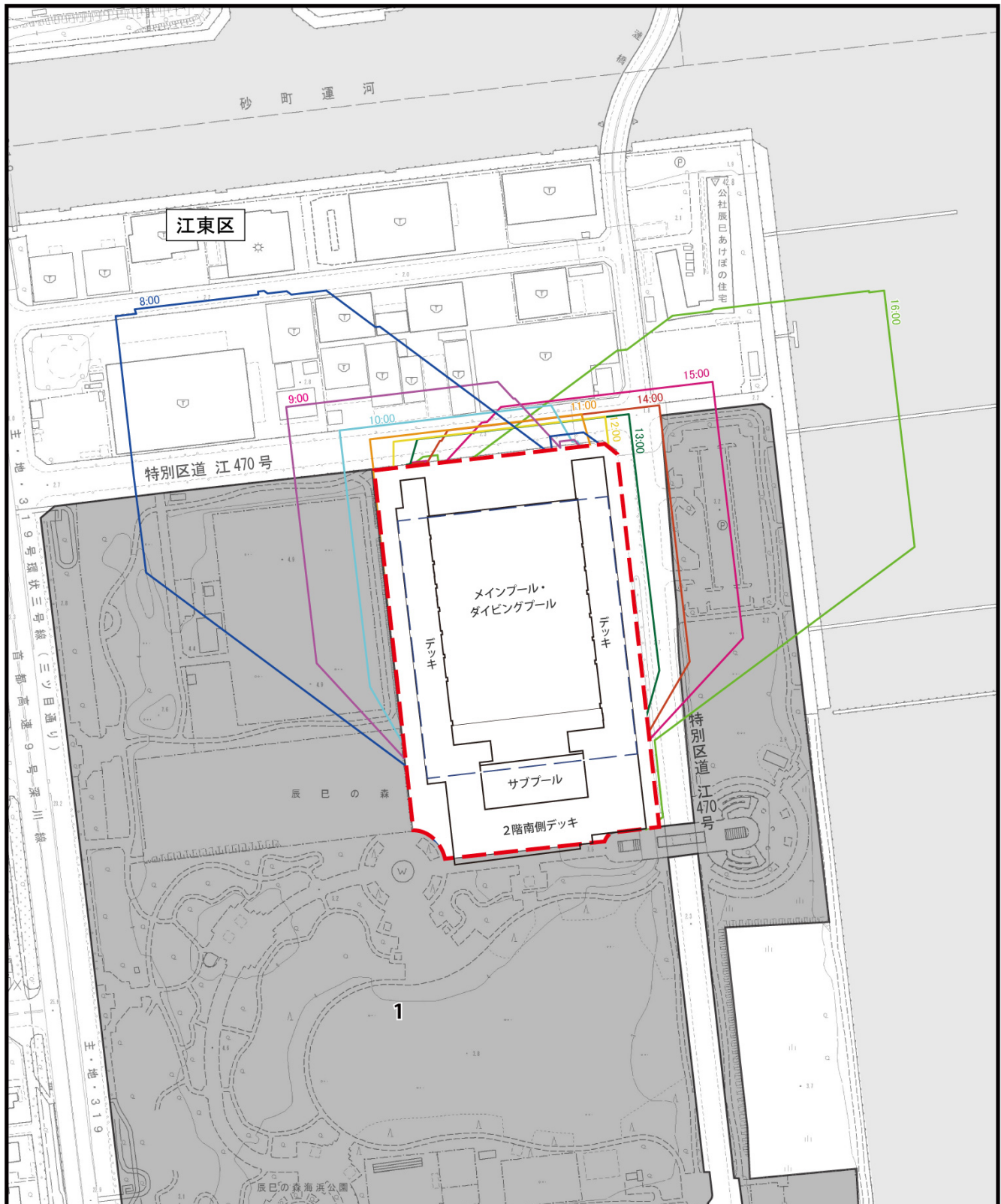


地点	時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の生じる時間	工事前からの変化量
a	夏至日	予測結果										約0時間	-
		フォローアップ調査結果										約0時間	-
	春・秋分	予測結果										約0時間	-
		フォローアップ調査結果										約0時間	-
	冬至日	予測結果										約2時間30分	約2時間30分
		フォローアップ調査結果										約2時間30分	約2時間30分

■: 計画建築物による日影増加時間

予測結果：冬至日における8時から16時の現況の日影時間は、約0時間であり、大会開催前（15,000席引き渡しモード）の日影時間は、約2時間30分である。計画建築物による日影時間は、最大約2時間30分増加する。
フォローアップ調査：計画建築物が予測どおりの位置に確認される。冬至日における計画建築物による日影時間は、最大約2時間30分増加する。

写真 8.6-1 天空写真「大会時」（東京都住宅供給公社辰巳あけぼの住宅・a地点）



凡 例

計画地

日影の影響に特に
配慮すべき施設

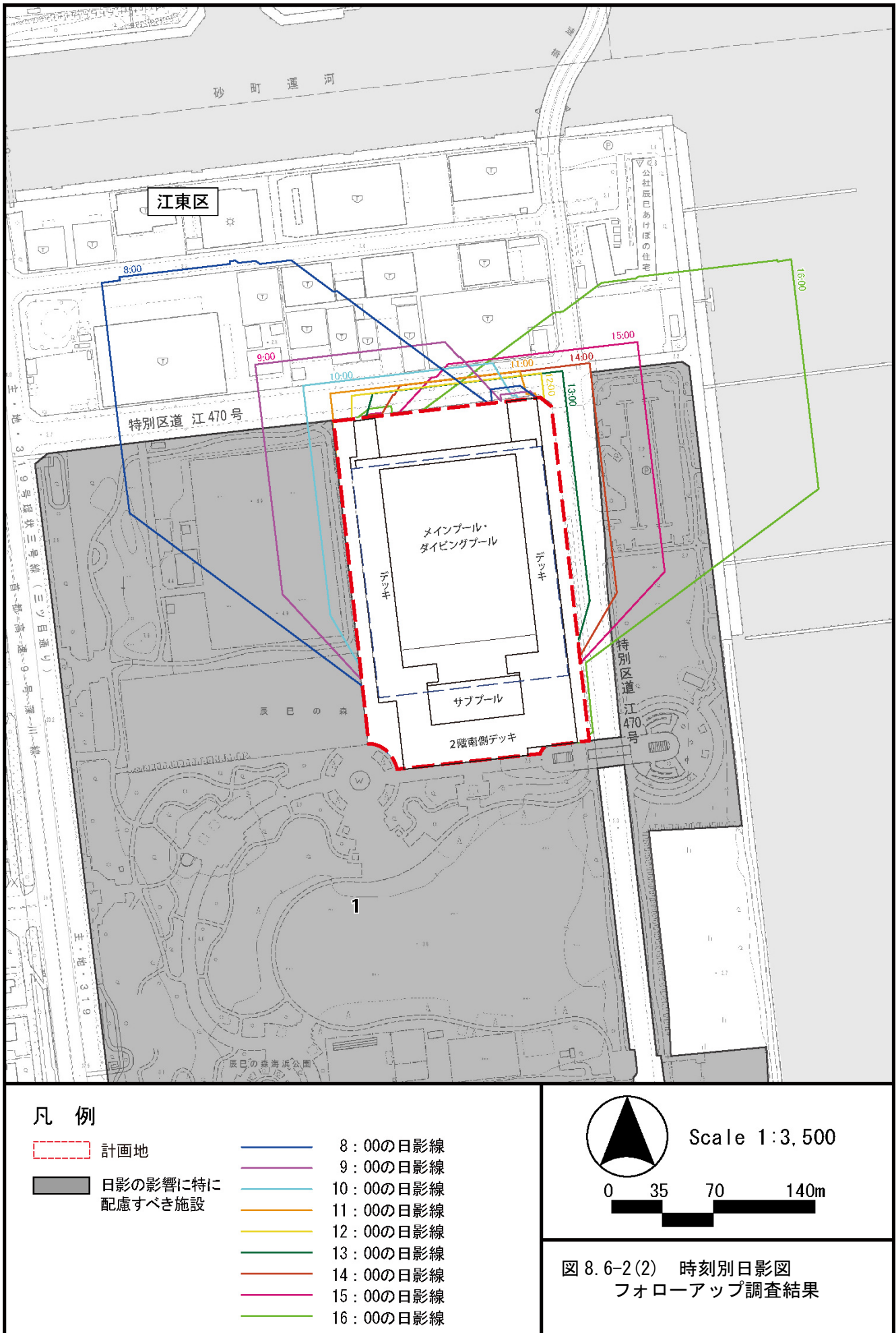
- 8:00の日影線
- 9:00の日影線
- 10:00の日影線
- 11:00の日影線
- 12:00の日影線
- 13:00の日影線
- 14:00の日影線
- 15:00の日影線
- 16:00の日影線

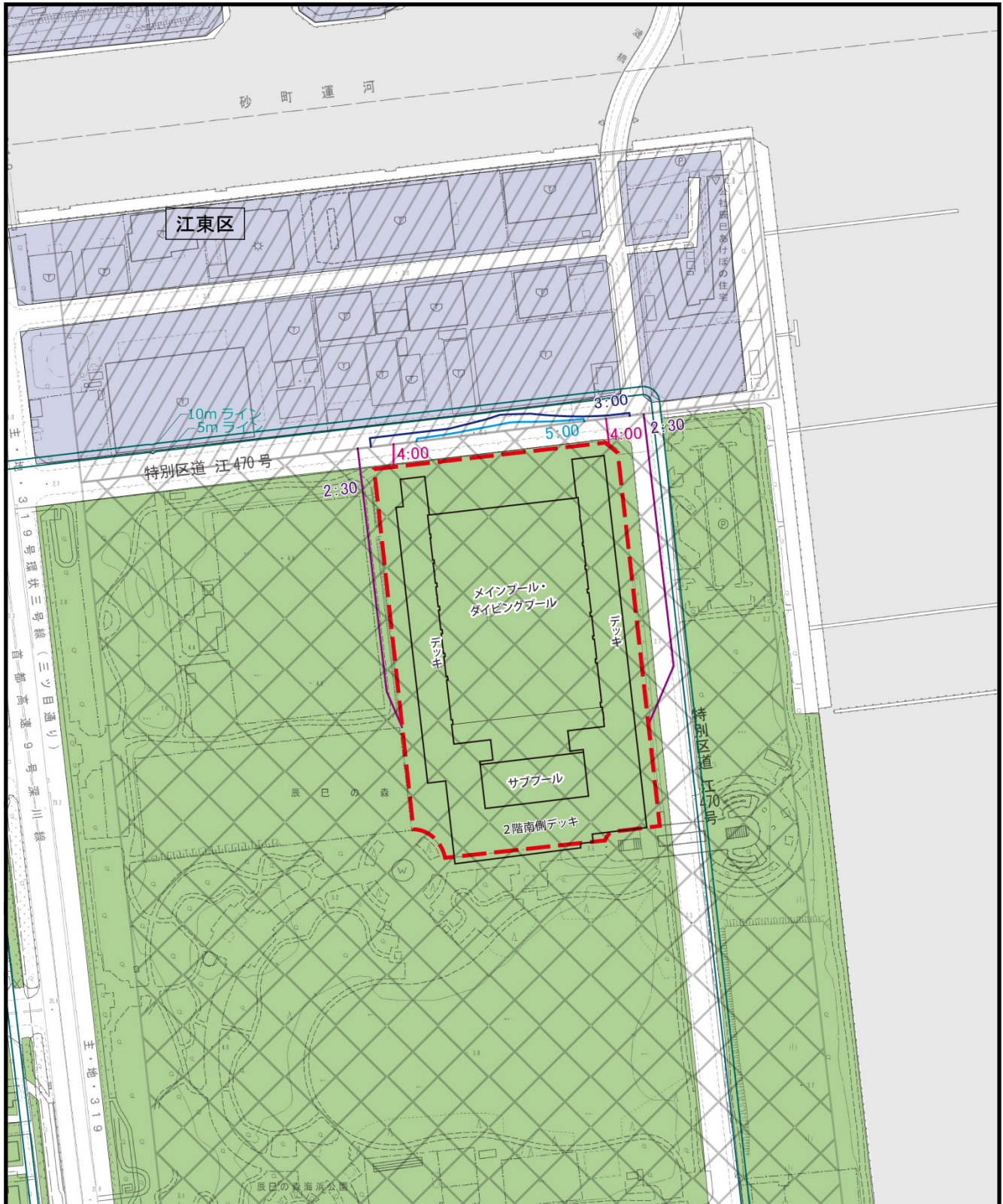


Scale 1:3,500

0 35 70 140m

図 8.6-2(1)
時刻別日影図予測結果(大会時)





凡 例

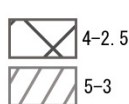
計画地

第1種中高層住居専用地域
準工業地域

等時間日影線

2.5 時間
4 時間
3 時間
5 時間

日影規制地域及び規制時間



左辺の数値は敷地境界線から 5mを超え 10m以内の範囲、右辺の数値は敷地境界線から 10mを超える範囲で規制される日影規制時間（測定面 4m）

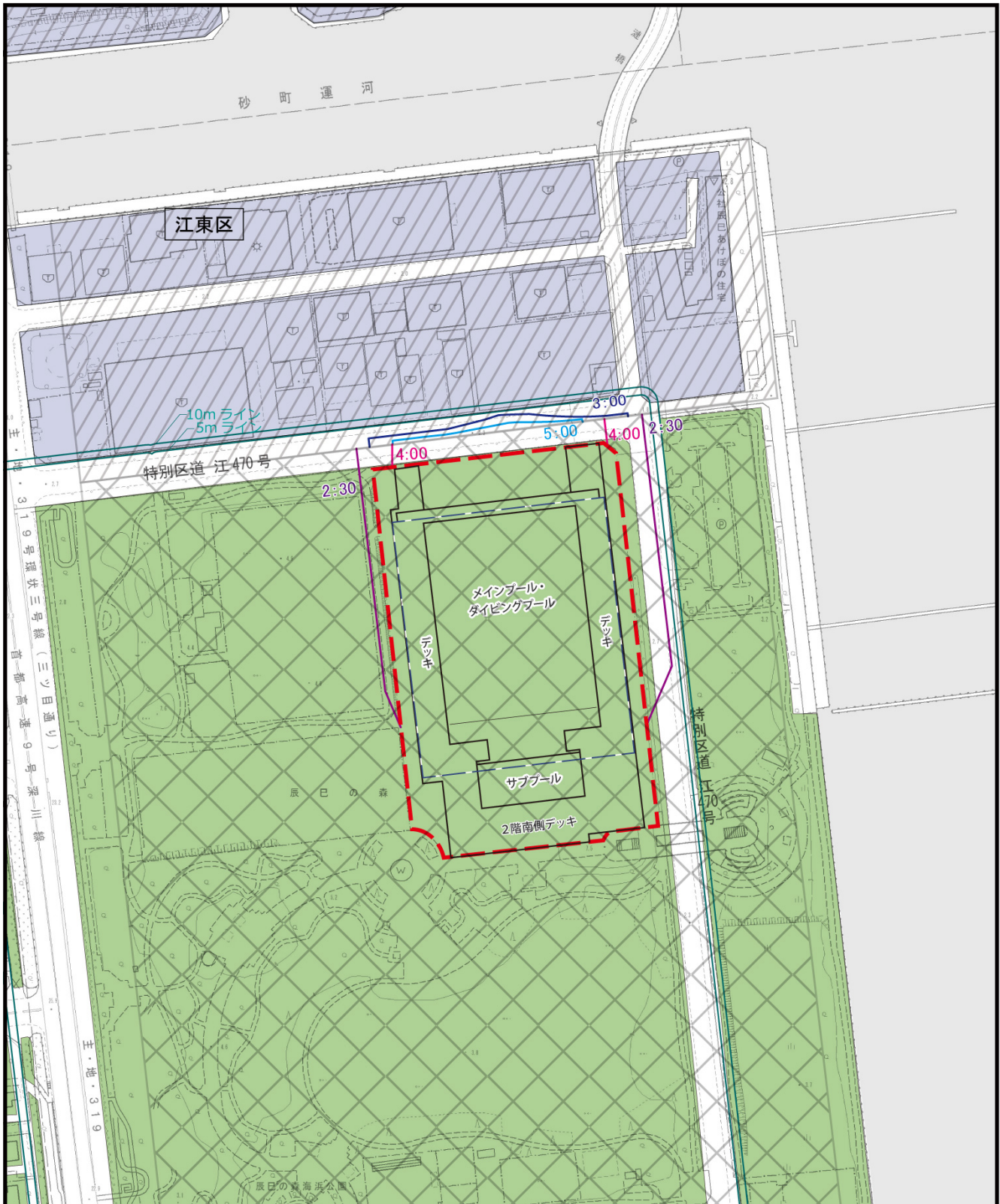


Scale 1:3,500

0 35 70 140m

図 8.6-3(1)
等時間日影図予測結果(大会時)

出典：「江東区都市計画図」（平成 27 年 6 月 江東区）



凡 例

計画地

第1種中高層住居専用地域
準工業地域

等時間日影線

2.5時間
4時間
3時間
5時間

日影規制地域及び規制時間

4-2.5
5-3

左辺の数値は敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間(測定面4m)



Scale 1:3,500

0 35 70 140m

図 8.6-3(2) 等時間日影図
フォローアップ調査結果

出典:「江東区都市計画図」(令和2年4月 江東区)

2) 予測条件の状況

ア. 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等)

計画建築物の状況(位置、形状、高さ等)は、「4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3事業の基本計画 (1) 配置計画」(p.7参照)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表8.6-3に示すとおりである。なお、日影に関する問合せはなかった。

表8.6-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・計画地北側への日影の影響を低減するため、計画建築物は北側の敷地境界から一定の距離をセットバックする。	計画建築物は北側の敷地境界からの離隔距離として約30mを確保した。
・計画建築物を15,000席引き渡しモードから5,000席レガシーモードに縮小することで計画地周辺への日影の影響を低減する。	計画建築物は、建築計画の見直しにより、建物高さを約49mから約37mに下げた。
・辰巳の森海浜公園内の日影が及ぶ範囲にある樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認する。	計画地の西北西から東北東の一部地域に日影が生じ、計画地西側に隣接する辰巳の森海浜公園内のラグビー場の一部に芝に2時間半程度、計画地北側及び東側の特別区道江470号沿いの街路樹等の一部に2時間半から5時間程度の日影が生じる。

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア．日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

予測結果とフォローアップ調査結果との比較は、写真 8.6-1 に示したとおりであり、特に配慮すべき施設等における日影時間は、概ね予測結果と一致した。

イ．冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

予測結果とフォローアップ調査結果との比較は、図 8.6-2 及び図 8.6-3 に示すとおりであり、冬至日における日影の範囲、時刻、時間数等は、概ね予測結果と一致した。

ウ．日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物

予測結果とフォローアップ調査結果との比較は、図 8.6-2 及び図 8.6-3 に示すとおりであり、冬至日における日影が及ぶ範囲には住宅の一部及び既存樹木が存在し、概ね予測結果と一致した。

8.7 景観

8.7.1 調査事項

調査事項は、表 8.7-1 に示すとおりである。

表8.7-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。 ・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。 ・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。 ・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。 ・外壁を水平方向にボリュームを分節し、さらに繊細な線材で構成した外壁により、スケール感を与え周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。 ・スケールの大きな計画建築物の足元を緑のマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる。

8.7.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.7.3 調査手法

調査手法は、表 8.7-2 に示すとおりである。

表8.7-2 調査手法

調査時点		施設完成後とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	施設完成後とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とした。

8.7.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.7-3 に示すとおりである。なお、景観に関する問合せはなかった。

表8.7-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。	公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与え、公園からの圧迫感を低減させた（写真8.7-1）。
・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。	屋根と壁を分節させ、長大な壁面による圧迫感を低減させた（写真8.7-2）。
・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。
・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。	建築物の外観は、水や透明感をイメージできる色調とした。
・外壁を水平方向にボリュームを分節し、さらに繊細な線材で構成した外壁により、スケール感を与え周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。	建築物の屋根、壁を分節することで、面的な圧迫感の低減に努めた。（写真8.7-2）。
・スケールの大きな計画建築物の足元を緑のマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる。	緑化の大部分は大会開催後に実施することから、緑化の状況については、今後のフォローアップ報告書（大会開催後）において明らかにする。



写真 8.7-1 外観

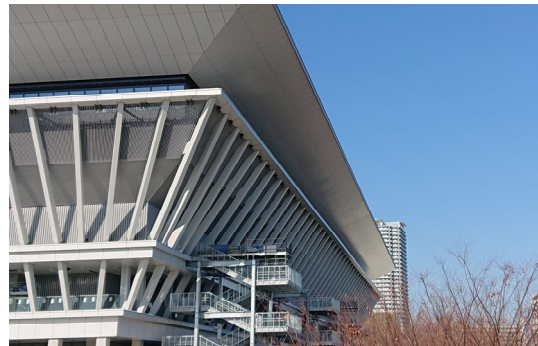


写真 8.7-2 屋根と壁の分節化

8.8 自然との触れ合い活動の場

8.8.1 調査事項

調査事項は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表8.8-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。 ・工事区域周辺には仮囲いを設置する。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートを検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。 ・計画地周辺の公園利用者の活動への影響を抑えるよう、工事工程や建設機械配置について詳細な施工計画を作成する。

8.8.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.8.3 調査手法

調査手法は、表 8.8-2 に示すとおりである。

表8.8-2 調査手法

調査事項		自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.8.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在せず、工事により自然との触れ合い活動の場を直接改変することはなかった。

建設機械の稼働に当たっては、大気汚染及び騒音・振動低減のために、工事施工ヤード周囲に仮囲いを設置するとともに、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用した。工事用車両には可能な限り低公害型の工事用車両の採用に努めるとともに、アイドリングストップの厳守等について関係者へ周知・徹底した。

また、計画地南側には都民の憩い場となる2階南側デッキを配置し、辰巳の森海浜公園の動線との連続性を確保するとともに、2階南側デッキから曙運河沿いの親水空間へのアクセスを確保した。

イ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

近接する駅等から計画地周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は、マウントアップ形式やガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されている。また、工事用車両の出入口には交通整理員を配置した。

2) 予測条件の状況

ア. 工事用車両の走行状況

工事用車両の走行の状況は、「4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」(p. 19～22) に示したとおりである。

イ. 建設機械の稼働状況

建設機械の稼働状況は、「4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」(p. 19～22) に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.8-3 に示すとおりである。なお、自然との触れ合い活動の場に関する問合せはなかった。

表8.8-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。	建設機械は、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）（写真8.8-1）を使用した。
・工事区域周辺には仮囲いを設置する。	工事区域周囲には仮囲い（3.0m鋼板パネル）（写真 8.8-2）を設置した。また、北側及び一部の東側・西側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率 20%）（写真 8.8-2）を設置した。
・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。	粉じんの飛散対策として、散水（写真 8.8-3）、防砂ネットの設置（写真 8.8-4）、作業路盤への鉄板設置、定期的な鉄板上の清掃（写真 8.8-5）を実施した。
・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。	可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）（写真 8.8-6）を使用するよう努めた。
・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。	可能な限り低公害型の工事用車両（写真 8.8-7）の採用に努めた。また、工事用車両の燃料については、良質な軽油・ガソリンを使用した。朝礼（写真 8.8-8）や現場巡視時にはアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示（写真 8.8-9）を行い、関係者へ周知・徹底した。
・資材の搬出入に際しては、走行ルートを検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。	施工業者に対しては、あらかじめ設定した走行ルートと関連法令の遵守について施工前に指導・教育を行った。また、日々の作業間連絡調整会議（写真 8.8-10）時に搬出入車両台数及び時間帯を確認・調整を行うことで車両の集中を避け、騒音・振動の低減に努めた。
・計画地周辺の公園利用者の活動への影響を抑えるよう、工事工程や建設機械配置について詳細な施工計画を作成する。	公園利用者の活動への影響を抑えるため、建設機械の稼働位置を可能な限り公園から離れた地点に配置した。



写真 8.8-1 排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）



写真 8.8-2 仮囲い及びメッシュシート



写真 8.8-3 散水車による散水



写真 8.8-4 防砂ネット



写真 8.8-5 鉄板清掃



写真 8.8-6 排出ガス対策型建設機械
(第3次基準値)



写真 8.8-7 低公害車両の採用



写真 8.8-8 朝礼の状況



写真 8.8-9 アイドリングストップの掲示



写真 8.8-10 作業間連絡調整会議の状況

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在せず、工事により自然との触れ合い活動の場を直接改変することはなかった。

建設機械の稼働に当たっては、大気汚染及び騒音・振動低減のために、工事施工ヤード周囲に仮囲いを設置するとともに、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用した。工事用車両には可能な限り低公害型の工事用車両の採用に努めるとともに、アイドリングストップの厳守等について関係者へ周知・徹底した。

また、2階南側デッキの配置により、周辺施設との動線を確保し、自然との触れ合い活動が促進されるものとする。

以上のことから、予測結果と同様に、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持されたものとする。

イ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

近接する駅等から計画地周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は、マウントアップ形式やガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、また、工事用車両の出入口には交通整理員を配置することにより、自然との触れ合い活動の場への利用経路に及ぼす影響を極力小さくした。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されたものとする。

8.9 廃棄物

8.9.1 調査事項

調査事項は、表 8.9-1 に示すとおりである。

表8.9-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 ・建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・メインプール・ダイビングプール屋根は地上付近で構造、設備、仕上工事を行い、本設組柱を利用し揚重するリフトアップ工法を採用し、仮設資材の低減と作業効率向上を図る。 ・仮設材（山留め、覆工板等）はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。 ・資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。 ・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。

8.9.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.9.3 調査手法

調査手法は、表 8.9-2 に示すとおりである。

表8.9-2 調査手法

調査事項		施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.9.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア．施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

工事の実施に伴い発生した廃棄物は、表 8.9-3 及び表 8.9-4 に示すとおりである。

建設発生土の排出量は 155,458^m³ であり、新海面処分場の受入基準値を満足する 92,473^m³ は新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用された。また、62,718^m³ については再利用施設に搬出し、建設資材等に再利用した。残りの 267^m³ については最終処分場において適正に処分した。建設発生土の再利用率は 99.8%であった。処分した土壌の状況については、「8.15 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況 (1) 土壌」(p.104) に示すとおりである。

建設泥土の発生量は、99,010t であり、そのうち 41,990 t が現場内利用・減量され、その他は場外に搬出され改良土として再資源化された。建設泥土の再資源化率は 100%であった。

建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊が 2,301t、アスファルト・コンクリート塊が 487t、その他がれき類が 11,547t、廃プラスチックが 3,440t、廃塩化ビニル管・継手が 1t、金属くずが 1t、木くずが 1,481t、紙くずが 283t、廃石膏ボードが 100t、その他が 633t、混合廃棄物が 122t であり、その全量が場外に搬出され再資源化された。建設廃棄物の再資源化等率は 100%であった。

表 8.9-3 建設発生土・建設泥土の発生量及び再資源化等の量

廃棄物の種類	発生量	再利用・再資源化量	再利用・再資源化率
建設発生土	155,458m ³	155,191m ³	99.8%
建設泥土	99,010t	99,010t	100%

注) 建設発生土については再利用、建設泥土については再資源化の量・率を示す。

表 8.9-4 建設廃棄物の種類ごとの発生量及び再資源化等の量

廃棄物の種類	発生量	再資源化等量	再資源化等率
コンクリート塊	2,301 t	2,301 t	100%
アスファルト・コンクリート塊	487 t	487 t	100%
その他がれき類	11,547 t	11,547 t	100%
廃プラスチック	3,440 t	3,440 t	100%
廃塩化ビニル管・継手	1 t	1 t	100%
金属くず	1 t	1 t	100%
木くず	1,481 t	1,481 t	100%
紙くず	283 t	283 t	100%
廃石膏ボード	100 t	100 t	100%
その他分別された廃棄物	633 t	633 t	100%
建設混合廃棄物	122 t	122 t	100%

注) 再資源化等量は、再資源化・縮減の量、再資源化等率は再資源化・縮減の率を示す。

2) 予測条件の状況

ア. 工事の実施状況

工事の実施状況は、「4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」(p.19～22)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.9-5 に示すとおりである。なお、廃棄物に関する問合せはなかった。

表8.9-5 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。	建設発生土は新海面処分場に搬出した。新海面処分場での建設発生土の受入は、都内の公共事業から発生するものを優先し、処分場の基盤整備に必要な量を受け入れることとしている。なお、建設発生土の搬出に当たり、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み（写真 8.9-1）最終処分場において適正に処分した。
・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。	建設泥土は、計画地内で石灰系改良材にて改良（写真 8.9-2）し、脱水処理の上、再資源化施設へ搬出した。
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。	場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナ（写真 8.9-3）を設置し、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出した。
・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。	場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナ（写真 8.9-3）を設置し、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出した。建設廃棄物の処理・処分は、運搬・処分の許可を得た業者に委託し、その状況をマニフェストで確認した。
・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。	部分的ではあるが基礎躯体部に鋼製型枠（写真 8.9-4）を採用することで、木材系型枠材の使用量を低減させた。
・建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。	朝礼（写真 8.9-5）等で分別廃棄の重要性や廃棄物の発生抑制について指導し、廃棄物の低減化に努めた。
・メインプール・ダイビングプール屋根は地上付近で構造、設備、仕上工事を行い、本設組柱を利用し揚重するリフトアップ工法を採用し、仮設資材の低減と作業効率向上を図る。	メインプール・ダイビングプール屋根は、リフトアップ工法（写真 8.9-6）を採用し、仮設資材の低減と作業効率向上を図った。
・仮設材（山留め、覆工板等）はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。	仮設材（山留め、覆工板等）にはリース品を採用した。
・資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。	資材梱包には極力簡易的な方法を採用するよう関連業者へ指導した。
・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。	工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書、写真撮影等により随時記録・保存した。
・施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。	建築物の基礎躯体下の捨てコンクリートや仮設資材には、再生骨材コンクリートや再生砕石等を調達（写真 8.9-7）した。



(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

建設発生土の予測結果とフォローアップ調査結果の比較は、表 8.9-6 に示すとおりである。

建設発生土の排出量は 155,458m³ であり、評価書における予測結果の 120%程度の発生量であった。これは、土工事での発生量が想定より増加したためと考える。建設発生土のうち新海面処分場の受入基準値を満足する 92,473m³ は新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用された。また、62,718m³ については再利用施設に搬出し、建設資材等に再利用した。残りの 267m³ については最終処分場において適正に処分した。建設発生土の再利用率は 99.8%であった。

建設泥土の発生量は、99,010t であり、評価書における予測結果を大幅に上回った。これは、杭工事、山留工事等、土工事での発生量が想定より大幅に増加したためと考える。なお、発生した建設泥土のうち、41,990t は現場内利用・減量され、残りは場外に搬出され、再資源化处理施設にて改良土として再資源化され、再資源化率は 100%であった。

表 8.9-6 建設発生土・建設泥土の予測結果とフォローアップ調査結果の比較

廃棄物の種類	評価書※		フォローアップ調査	
	発生量	再利用・再資源化率	発生量	再利用・再資源化率
建設発生土	約 126,500m ³	99%	155,458m ³	99.8%
建設泥土	約 5,060 t (約 4,600m ³)	95%	99,010 t	100%

注 1) 建設発生土については再利用、建設泥土については再資源化率を示す。

注 2) 建設泥土の重量換算係数は、1.10t/m³ (産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値))を使用した。

※フォローアップ報告書(大会開催前その 1)における値を記載

建設廃棄物の予測結果とフォローアップ調査結果の比較は、表 8.9-7 に示すとおりである。

フォローアップ調査における建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、木くず、紙くず、その他において評価書における発生量を上回った。金属くず、石膏ボードについては評価書における発生量を下回った。また、評価書において発生を予測していたガラスくず及び陶磁器くずの発生はなかった。逆に、発生を予測していなかったその他がれき類、廃塩化ビニル管・継手が発生した。コンクリート塊、その他がれき類は地中障害物の処理、廃プラスチックは一般的な建物に比べて多い設備機器等の梱包・輸送資材、木くずについては特に伐採樹木に伴い、評価書における発生量を上回ったものとする。

なお、コンクリート塊は破碎後再生路盤材等に、アスファルト・コンクリート塊とその他がれき類は再生骨材等に、廃プラスチックと廃塩化ビニル管・継手はプラスチック製品原材料等に、金属くずは製鉄・非鉄金属原料に、木くずは堆肥の原料・燃料チップに、紙くずは製紙原料に、石膏ボードは石膏ボード製品原料に、その他と混合廃棄物は選別後、品目に応じた製品の原料等に再資源化された。

建設廃棄物の再資源化等率は 100% であった。

表 8.9-7 建設廃棄物の予測結果とフォローアップ調査結果の比較

廃棄物の種類	評価書※		フォローアップ調査		
	発生量	再資源化等率	発生量	再資源化等率	再資源化等の方法等
コンクリート塊	551t	99%	2,301t	100%	破碎後、再生路盤材等
アスファルト・コンクリート塊	224t	99%	487t	100%	再生骨材等
その他がれき類	—	—	11,547t	100%	再生砕石等
ガラスくず及び陶磁器くず	118t	98%	—	—	—
廃プラスチック	124t	98%	3,440t	100%	プラスチック製品原材料等
廃塩化ビニル管・継手	—	—	1t	100%	プラスチック製品原材料等
金属くず	118t	98%	1t	100%	製鉄・非鉄金属原料
木くず	236t	99%	1,481t	100%	堆肥の原料・燃料チップ
紙くず	79t	98%	283t	100%	製紙原料
石膏ボード	144t	98%	100t	100%	石膏ボード製品原料
その他	151t	98%	633t	100%	選別後、品目に応じた製品の原料等
混合廃棄物	354t	80%	122t	100%	選別後、品目に応じた製品の原料等

注 1) 再資源化等率は、再資源化・縮減の率を示す。

※フォローアップ報告書（大会開催前その 1）における値を記載

建設発生土、建設泥土及び建設廃棄物ともに予測結果に対して増減はあるものの、建設発生土についてはその 99.8% が再利用され、建設泥土及び建設廃棄物については全量が再利用・再資源化等されている。

以上のことから、施設の建設に伴う廃棄物は、適正に処理・処分されているものとする。

8.10 エコマテリアル

8.10.1 調査事項

調査事項は、表 8.10-1 に示すとおりである。

表8.10-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・環境物品調達方針
ミティゲーションの実施状況	・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。 ・今後、開発・実用化される素材についても、積極的に利用を努める計画である。 ・大会組織委員会が調達する木材を対象とした「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努める計画である。 ・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する。

8.10.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.10.3 調査手法

調査手法は、表 8.10-2 に示すとおりである。

表8.10-2 調査手法

調査事項		エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
調査時点		工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とした。

8.10.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項及び予測条件の状況

ア. エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度

事業における、エコマテリアルの利用状況は、表 8.10-3(1)～(3)に示すとおりである。

建設工事に当たっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、建設資材等の環境物品の調達を行った。

特別品目の使用割合は、品目分類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもののうち、再生骨材Lを用いたコンクリート（使用割合 54%）、再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート（使用割合 0%）、その他環境負荷の低減に寄与するもののうち、LED を光源とする非常用照明器具（使用割合 46%）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材（H鋼の形鋼等）（使用割合 42%）を除いて特別品目の使用割合は 100%であった。使用割合が少なかった理由について、再生骨材Lを用いたコンクリートは、コンクリート打設工事の雨天等での突発的な事象による順延に対して、再手配が難しい状況にあったことによる。再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリートは、高強度コンクリートに再生骨材Hを使用できないこと、生産量が限られていることから工程に影響を及ぼすリスクを避けたことによる。LED を光源とする非常用照明器具と電炉鋼材などのリサイクル鋼材（H鋼の形鋼等）は、生産供給状況を踏まえ工程に影響を及ぼすリスクを避けたことによる。

特定調達品目については、セラミックタイル（陶磁器製タイル）、合板等を使用した。

表 8.10-3(1) エコマテリアルの利用状況（特別品目）

品目分類	品目名	単位	数量		使用割合 (%)
			特別品目	通常品	
建設発生土の有効利用を図るもの	改良土	m ³	19,962	0	100
	流動化処理土	m ³	25		
建設発生木材の有効利用を図るもの	再生木質ボード類	m ²	23,431	0	100
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	熱帯雨林材合板型枠（注1の条件を満たすもの）	m ²	47,833	0	100
	上記以外の型枠	m ²	50,413	0	100
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生クラッシュラン	m ³	63,008	0	100
	再生骨材Lを用いたコンクリート	m ³	978	842	54
	再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート	m ³	0	51,402	0
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品（人孔）	個	107	0	100
	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品（ボックスカルバート）	個	16	0	100
都内の森林再生のため多摩産材の有効利用を図るもの	多摩産材を用いた建築材料	m ³	16		
	国産木材を用いた建築材料	m ³	2,194		

注1) 認証材（FSC、PEFC 又は SGEC によるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法律に照らして合法的な木材

②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

注2) 表中の使用割合（%）は、特別品目量÷（特別品目量＋通常品量）×100 の値を示す。

表 8.10-3(2) エコマテリアルの利用状況（特別品目）

品目分類	品目名	単位	数量		使用割合 (%)
			特別品目	通常品	
温室効果ガスの削減を図るもの	熱源機器（温水ボイラー）	台	3	0	100
	熱源機器（直焚吸収冷温水機）	台	3	0	100
	熱源以外の空調機器（冷却塔）	台	3	0	100
	熱源以外の空調機器（空調用ポンプ）	台	32	0	100
	熱源以外の空調機器（空調機いわゆるエアハンドリングユニット）	台	24	0	100
	熱源以外の空調機器（パッケージ形空調機）	台	45	0	100
	熱源以外の空調機器（空調・換気設備用ファン）	台	48	0	100
	LED を光源とする照明器具	台	4,963	0	100
	ノンフロン断熱材	工事数	1	0	100
その他環境負荷の低減に寄与するもの	LED を光源とする非常用照明器具	台	521	606	46
	照明制御システム	台	2	0	100
	環境配慮型(EM)電線・ケーブル	m	698,053	0	100
	低 VOC 塗料	リットル	5,175	0	100
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鉄筋等の棒鋼)	t	7,125	0	100
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(H鋼の形鋼等)	t	5,651	7,693	42

注) 表中の使用割合 (%) は、特別品目量 ÷ (特別品目量 + 通常品量) × 100 の値を示す。

表 8.10-3(3) エコマテリアルの利用状況（特定調達品目）

品目分類	品目名	単位	数量	備考
タイル	セラミックタイル（陶磁器質タイル）	m ²	20,438	
製材等	合板	m ²	10,606	
変圧器	変圧器	台	28	
空調用機器	送風機	台	17	
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m	3,932	
衛生器具	自動水栓	工事数	1	設置した場合、1 とカウント
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	1	設置した場合、1 とカウント
	洋風便器	工事数	1	設置した場合、1 とカウント
設備	太陽熱利用システム（公共・産業用）	台	1	システムごとに 1 台とカウント
	エネルギー管理システム	台	1	システムごとに 1 台とカウント
	節水機器	式	1	設置した場合、1 とカウント 節水機器（節水コマや定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓）を設置した。

2) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.10-4 に示すとおりである。なお、エコマテリアルに関する問合せはなかった。

表8.10-4 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。	「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に掲げられている建設資材を可能な限り調達した。
・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成 27 年 3 月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。	建築物の基礎躯体下の捨てコンクリートや仮設資材には、再生骨材コンクリート等を調達（写真 8.10-1）した。
・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。	工事の実施に当たっては、エコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用した。
・今後、開発・実用化される素材についても、積極的に利用を努める計画である。	今後、開発・実用化される素材についても、積極的な利用に努めたが、新たな物品はなかった。
・大会組織委員会が調達する木材を対象とした「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努める計画である。	建築物の工事に関わる木材については、本設・仮設を問わず、可能な限り森林認証を得た木材（写真 8.10-2）を調達した。
・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。	工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存した。
・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する。	エコマテリアルの使用状況をフォローアップで確認し、品目分類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもののうち、再生骨材Lを用いたコンクリート（使用割合 54%）、再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート（使用割合 0%）、その他環境負荷の低減に寄与するもののうち、LED を光源とする非常用照明器具（使用割合 46%）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材（H鋼の形鋼等）（使用割合 42%）を除いて特別品目の使用割合は 100%であることを確認した。



写真 8.10-1 再生骨材コンクリート打設



写真 8.10-2 森林認証を受けた木材

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度

建設工事に当たっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」や「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等（再生骨材コンクリート等）の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることにより、エコマテリアルの利用が図られた。品目分類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもののうち、再生骨材Lを用いたコンクリート（使用割合 54%）、再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート（使用割合 0%）、その他環境負荷の低減に寄与するもののうち、LEDを光源とする非常用照明器具（使用割合 46%）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材（H鋼の形鋼等）（使用割合 42%）を除いて特別品目の使用割合は100%であった。

以上のことから、予測結果と同様に、エコマテリアルの利用への取組・貢献は図られていると考える。

8.11 土地利用

8.11.1 調査事項

調査事項は、表 8.11-1 に示すとおりである。

表8.11-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・未利用地の解消の有無及びその程度
予測条件の状況	・土地利用の状況
ミティゲーションの実施状況	・「東京の都市づくりビジョン」に基づき、大規模公園などを生かしたスポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を図る。

8.11.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.11.3 調査手法

調査手法は、表 8.11-2 に示すとおりである。

表8.11-2 調査手法

調査事項		未利用地の解消の有無及びその程度
調査時点		施設完成後とした。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とした。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.11.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 未利用地の解消の有無及びその程度

土地利用変化の結果は、表 8.11-3 に示すとおりである。

計画地は辰巳の森海浜公園の北東側に位置する未開園地となっていたが、本事業の実施に伴い、計画地を含む辰巳の森海浜公園 161,900m²の未開園地 36,400m²の土地にスポーツ・公園施設として整備した。

表 8.11-3 土地の改変を伴う範囲の土地利用変化の結果

土地利用項目	工事前の面積	工事完了時	備考
公園内の スポーツ・公園施設	0m ²	36,400m ²	メインプール・ダイビングプール、サブプール
公園内の 未開園地	36,400m ²	0m ²	－
計	36,400m ²	36,400m ²	－

注) 評価書における辰巳の森海浜公園面積 (161,900m²) を計画地面積 (36,400m²) に変更した。

2) 予測条件の状況

ア. 土地利用の状況

計画地は、辰巳の森海浜公園の北東部に位置する未開園地となっていた。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.11-4 に示すとおりである。なお、土地利用に関する問合せはなかった。

表8.11-4 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・「東京の都市づくりビジョン」に基づき、大規模公園などを生かしたスポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を図る。	施設は辰巳の森海浜公園内に整備し、開催後においては公園利用と一体運用を行う予定である。

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 未利用地の解消の有無及びその程度

計画地は辰巳の森海浜公園の北東側に位置する未開園地となっていたが、本事業の実施に伴い、36,400m²の土地にスポーツ・公園施設として整備した。大会開催後は公園利用と一体運用を行う予定である。

以上のことから、計画地が公園内施設として辰巳の森海浜公園と一体利用されるという予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考ええる。

8.12 交通渋滞

8.12.1 調査事項

調査事項は、表 8.12-1 に示すとおりである。

表8.12-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。 ・朝・夕の周辺交通量が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。 ・工事用車両の走行ルートは、近隣の他の会場等の建設も踏まえ、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・工事用車両が特定の道路に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との十分な協議を行う。 ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。

8.12.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.12.3 調査手法

調査手法は、表 8.12-2 に示すとおりである。

表8.12-2 調査手法

調査時点		工事中の適宜とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.12.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.12-3 に示すとおりである。なお、交通渋滞に関する問合せはなかった。

表8.12-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。	前日の作業間連絡調整会議（写真8.12-1）時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。
・朝・夕の周辺交通量が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。	稼働台数の多いダンプトラックについて総量を確認し、搬出入時間を調整することで、集中を避けて平準化した搬出入計画とした。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、極力工事用車両の走行を控えるよう配慮した。
・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置（写真8.12-2）し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減と第三者の安全確保に努めた。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するように、安全衛生協議会や朝礼（写真8.12-3）等で適宜指導を行った。
・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。	安全衛生協議会や新規入場者教育等で公共交通機関の積極的利用を促すとともに、通勤車両を利用する場合はできるだけ乗合乗車とすることで台数削減に努めるよう指導した。
・工事用車両の走行ルートは、近隣の他の会場等の建設も踏まえ、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。	沿道環境や近隣への影響に配慮した走行ルートをあらかじめ設定し、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行い、交通渋滞による影響の低減、歩行者の安全確保に努めた。
・工事用車両が特定の道路に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との十分な協議を行う。	周辺事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、調整会議等を適宜開催し、周辺市街地への影響を低減するように努めた。
・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。	作業間連絡調整会議（写真8.12-1）等で、計画地周辺の交通事情にも配慮した搬出入調整、交通整理員（写真8.12-2）の適正配置を行った。



写真 8.12-1 作業間連絡調整会議の状況



写真 8.12-2 交通整理員



写真 8.12-3 朝礼の状況

8.13 公共交通へのアクセシビリティ

8.13.1 調査事項

調査事項は、表 8.13-1 に示すとおりである。

表8.13-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ アクセス経路における歩車動線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までのアクセス性への配慮のため一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する。 ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・ 計画地周囲の歩道等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・ 工事中は、辰巳の森海浜公園へのアクセス経路を確保する。 ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・ 上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。

8.13.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.13.3 調査手法

調査手法は、表 8.13-2 に示すとおりである。

表8.13-2 調査手法

調査事項		工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.13.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

最寄りの駅やバス停から計画地までのアクセス経路は、マウントアップ形式やガードレール、歩道橋等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、工事前からの変化はない。

工事の実施に当たって、計画地外を改変することはなく、工事用車両の走行ルートはマウントアップや植樹帯及びガードレールにより歩車道が分離されていた。工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮し、安全走行を徹底した。

2) 予測条件の状況

ア. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行の状況は、「4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」(p. 19～22) に示したとおりである。

イ. アクセス経路における歩車動線の分離の状況

「1) 予測した事項 ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度」に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.13-3 に示すとおりである。なお、公共交通へのアクセシビリティに関する問合せはなかった。

表 8.13-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、計画地までのアクセス性への配慮のため一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する	工事用車両の走行ルートは、沿道環境や近隣への影響に配慮するとともに、計画地までのアクセス性を考慮して、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用するよう、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。
・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置（写真 8.13-1）し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減と第三者の安全確保に努めた。
・計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。	歩道を占有する工事の際には、所轄警察の許可を得たうえで、バリケードの設置や代替路の確保、看板の設置（写真 8.13-2）、交通整理員を配置し、歩行者の妨げにならないよう配慮した。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼（写真 8.13-3）等で適宜指導を行った。
・工事中は、辰巳の森海浜公園へのアクセス経路を確保する。	辰巳の森海浜公園へのアクセス経路が遮断される範囲を極力抑えた工事計画をたてた。遮断部分は明確な迂回路を掲示した。
・工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。	前日の作業間連絡調整会議（写真 8.13-4）時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。	周辺事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、調整会議等を適宜開催し、周辺市街地への影響を低減するように努めた。
・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。	作業間連絡調整会議（写真 8.13-4）等で、計画地周辺の交通事情にも配慮した搬出入調整、交通整理員の適正配置を行った。



写真 8.13-1 交通整理員



写真 8.13-2 一部通行止めのお知らせ看板



写真 8.13-3 朝礼の状況



写真 8.13-4 作業間連絡調整会議の状況

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度

工事中は、計画地までのアクセス経路の改変は行わず、工事用車両の走行に当たっては、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施することにより、歩行者の通行への影響を最小限にとどめた。

以上のことから、予測結果と同様に工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、計画地へのアクセス性は確保されたものとする。

8.14 交通安全

8.14.1 調査事項

調査事項は、表 8.14-1 に示すとおりである。

表8.14-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・アクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
予測条件の状況	・アクセス経路における歩車動線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・児童の登下校時間帯の通学路においては特に安全走行を徹底する。 ・工事中は、辰巳の森海浜公園利用者の交通安全を確保する。 ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。 ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の交通安全に配慮する。 ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。

8.14.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.14.3 調査手法

調査手法は、表 8.14-2 に示すとおりである。

表8.14-2 調査手法

調査事項		会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点		工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.14.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア．会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度

工事用車両の走行ルートは、マウントアップ形式、植樹帯及びガードレール等の安全施設帯により歩道と車道が分離されている。

工事用車両の走行に当たっては、車両運転者に関係法令を遵守するよう適宜指導したほか、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、歩行者最優先の誘導を行い、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、一般歩行者の交通安全を確保した。

2) 予測条件の状況

ア．会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の状況

「(1) 予測した事項 ア．会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度」に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.14-3 に示すとおりである。なお、交通安全に関する問合せはなかった。

表8.14-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する	工事用車両の走行ルートは、沿道環境や近隣への影響に配慮するとともに、歩行者の安全を考慮して、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用するよう、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。
・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置（写真 8.14-1）し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減と第三者の安全確保に努めた。
・計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。	歩道を占有する工事の際には、所轄警察の許可を得たうえで、バリケードの設置や代替路の確保、看板の設置（写真 8.14-2）、交通整理員を配置し、歩行者の妨げにならないよう配慮した。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼（写真 8.14-3）等で適宜指導を行った。
・児童の登下校時間帯の通学路においては特に安全走行を徹底する。	児童が集中する登校時間帯（7：30～8：15）の通学路は、工事車両の運行を禁止するルールを設け施工業者へ指導し厳守した。その他の時間帯は法定速度を遵守した安全走行を指導・厳守させた。
・工事中は、辰巳の森海浜公園利用者の交通安全を確保する。	辰巳の森海浜公園利用者が通行する横断歩道部等では、歩行者等を優先した車両運行を行うよう適宜施工業者へ指導した。
・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。	特に稼働台数の多いダンプトラックについて総量を確認し、搬出入時間を調整することで、集中を避けて平準化した搬出入計画とした。
・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼等で適宜指導を行った。
・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。	安全衛生協議会等を通じて、歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等関連する施工業者へ指導を行った。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の交通安全に配慮する。	都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、かつ、辰巳団地建替工事との調整が不要になるよう事前の辰巳団地自治会との協議により当該団地敷地内及び周辺道路の工事車両の通行を禁止した。
・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。	作業間連絡調整会議（写真 8.14-4）等で、計画地周辺の交通事情にも配慮した搬出入調整、交通整理員（写真 8.14-1）の適正配置を行った。



写真 8.14-1 交通整理員



写真 8.14-2 一部通行止めのお知らせ看板



写真 8.14-3 朝礼の状況



写真 8.14-4 作業間連絡調整会議の状況

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度

工事用車両の走行ルートは、マウントアップ形式、植樹帯及びガードレール等の安全施設帯により歩道と車道が分離されており、本事業による改変はなかった。

工事用車両の走行に当たっては、車両運転者に関係法令を遵守するよう適宜指導したほか、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、歩行者最優先の誘導を行い、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、一般歩行者の交通安全を確保した。

以上のことから、工事用車両の走行に伴う交通安全の変化は小さく、交通安全が確保されたものとする。

8.15 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 土壌

工事着手前に土壌汚染対策法等に基づく届出を行い、地歴上「汚染のおそれなし」と認められ法手続きを完了した。

その後、建設発生土を搬出するに当たり、建設発生土の排出量 155,458 m³のうち、新海面処分場の受入基準を上回る土壌が 62,985 m³確認されたが、再利用施設の受入基準値の範囲内であることが確認された土壌については、可能な限り再利用施設に搬出し、汚染土壌として処理した量は 267 m³である。

上記の処理土壌は、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラック（写真 8.15-1）に積み込み、廃棄物最終処分場において適正に処分した。

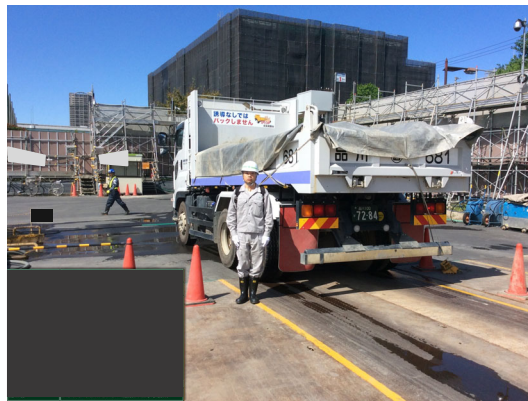


写真 8.15-1 荷台の飛散防止シート

(2) 史跡・文化財

工事の実施に伴い新たな史跡・文化財は確認されなかった。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（2都市基交第217号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

令和3年3月発行

登録番号 (2) 217

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

フォローアップ報告書（大会開催前その2）

（オリンピックアクアティクスセンター）

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局

大会施設部調整課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

